

令和 7 年度
岬町社協地域包括支援センター事業報告書

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

社会福祉法人 岬町社会福祉協議会

1. 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務（参考資料 P12～P15 参照）

地域の高齢者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続することができるよう相談に応じました。その中で、どのような支援を必要としているのか等を把握し、地域における適切な保健医療・介護福祉サービスや関係機関又は制度の利用につながるよう支援を行いました。

①相談方法（延べ件数）

	電話	来所	訪問・出張	文書・メール・FAX	その他	合計
新規	2 2 6	6 7	2	5	1 7	3 1 7
継続	6 7 1	1 4 8	1 3 0	1 1	6 1	1, 0 2 1
計	8 9 7	2 1 5	1 3 2	1 6	7 8	1, 3 3 8

②相談人数（延べ人数）

	65歳未満	65～74歳	75～84歳	85歳以上	95歳以上	不明	合計
男性	1 3 0	8 1	1 8 0	1 6 0	3	2 9	5 8 3
女性	1 9	6 0	3 0 3	2 9 9	2	3 1	7 1 4
不明						4 1	4 1
計	1 4 9	1 4 1	4 8 3	4 5 9	5	1 0 1	1, 3 3 8

③相談経路（延べ件数）

本人	同居家族・親族	別居家族・親族	介護支援専門員	サービス事業所
2 6 1	1 1 0	1 0 4	2 7 7	9 1
福祉施設	社会福祉協議会	保健所・保健センター	医療機関	民生委員・地区福祉委員
1 0	4 6	2	1 1 5	7 8
近隣・知人	岬町役場	行政関係	貝塚子ども家庭センター	C S W
2 5	1 4 3	1 3	1 1	2 4
消防・警察	その他	合 計		
0	2 8	1, 3 3 8		

④相談内容（延べ件数）

<総合相談支援>

日常生活 相談	介護一般の 相談	介護保険 全般	要介護（支 援）申請	ケアマネジ メント	介護（予防） サービス利用
159	77	18	78	51	105
福祉用具レ ンタル・ 購入	住宅改修	介護予防事 業に関する こと	医療・健康 に関するこ と	入退院に関 すること	在宅福祉サ ービスに関 すること
62	40	1	121	93	16
障がい福祉 に関するこ と	介護施設入 所に関する こと	有料・ケアハウ ス・サ高住利用 に関すること	認知症に関 すること	精神疾患に 関すること	家族間の問 題に関する こと
19	14	49	125	48	59
生活保護・ 経済困窮に 関すること	見守り相談	安否確認	緊急対応	苦 情	介護者の離 職防止に関 すること
25	15	13	11	2	0
複合的な課題 を持つケース に関すること	その他	合 計			
134	40	1,375			

<権利擁護>

成年後見制 度等に関す ること	日常生活自立 支援事業に関 すること	虐待に関す ること	消費者被害 に関するこ と	その他	合 計
55	36	22	9	19	141

⑤相談後対応（延べ件数）

相談・助言 のみ	情報提供	連絡・調整	訪問・出張	申請代行
945	501	278	150	16
他機関と 協働	ケース検討	その他	合 計	
51	20	10	1,971	

⑥対応結果（延べ件数）

終 結	5 6 6
継 続	7 7 2
合 計	1, 3 3 8

⑦出張福祉なんでも相談（岬町協働）

○各コミュニティカフェ（淡輪地区：喫茶たまり場・深日地区：ふれあい喫茶・多奈川地区：喫茶めだか組）において実施（延べ１０回・延べ１０名）

○打合せ会議

開催日	内 容	参加者
３月２５日	今年度の振り返り及び次年度に向けて	１名

⑧広報・啓発活動

○広報紙「社協みさき」

・岬町社協地域包括支援センター通信掲載（４月、７月、１０月、１月号）

○「包括だより」の発行

回数	内 容	発行先
５回	特殊詐欺注意報、熱中症予防、入浴中の事故防止	岬町ケアマネジャー連絡会・介護サービス等事業所・MCS多職種グループ・ホームページなど

* MCS（メディカル・ケア・ステーション）…医療、介護分野で最適な電話やFAXに代わる非公開型医療介護連携コミュニケーションツール

○介護保険サービス空き情報一覧表（岬町内中心、一部他市含む）の発行

回数	内 容	発行先
毎月	訪問介護・訪問看護・通所介護・通所リハビリ・グループホーム・介護老人福祉施設・介護老人保健施設の空き情報	介護サービス等事業所・MCS多職種グループ・ホームページ、窓口など

○その他、大阪府警発行「防犯速報チラシ」配布

（配布先：介護サービス等事業所・地域包括担当利用者など）

（２）権利擁護業務

地域住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者などが地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用促進、高齢者虐待の防止とその対応、困難事例への対応、消費者被害の防止・対応等の支援を行いました。

①相談内容（再掲）（延べ件数）（参考資料 P14 参照）

成年後見制度等に関する こと	日常生活自立 支援事業に関 すること	虐待に関す ること	消費者被害 に関するこ と	その他	合 計
5 5	3 6	2 2	9	1 9	1 4 1

【虐待に関すること】

○相談件数延べ 2 2 件（実数 1 2 名）

＜種別・類型：身体的 5 件、ネグレクト 2 件、心理的 2 件、経済的 3 件＞

○高齢者虐待防止検討委員会の開催（延べ 3 回・延べ 1 2 名）

○高齢者虐待防止のための研修会の開催（1 回・6 名）

【権利擁護業務における主な連携機関、職種等】

・岬町（高齢福祉課、保険年金課など） ・ CSW ・ ケアマネジャー ・ リーガル
サポート泉州支部（司法書士会） ・ 大阪弁護士会「ひまわり」 ・ コスモス成年
後見サポートセンター大阪支部（行政書士会） ・ 法テラス ・ 警察 ・ 消費生活
センター ・ 日常生活自立支援事業担当職員 ・ 生活支援コーディネーター等

（3）包括的・継続的ケアマネジメント業務

主治医、介護支援専門員、地域の関係機関等との連携を通じて、地域包括支援センターを中心に包括的かつ継続的なケア体制を構築するため、ケアマネジメントの後方支援等を行うと共に介護支援専門員等への情報提供やネットワークの構築に取り組みました。

①包括的・継続的ケアマネジメント（延べ件数）（参考資料 P15 参照）

日常的個別 指導・相談	支援困難事例 への指導・助言	サービス担当者 会議の開催支援	給付関係 相談	その他	合 計
2 0 5	3 0 5	3	2 6	8	5 4 7

②岬町ケアマネジャー連絡会、研修会等

開催日	内 容	参加者
4 月 1 5 日	令和 7 年度第 1 回岬町ケアマネジャー連絡会	5 名
1 2 月 1 6 日	令和 7 年度第 2 回岬町ケアマネジャー連絡会	4 名

③RING MISAKI 事例検討会（事業所共同実施）

開催日	内 容	参加者
6 月 1 7 日	テーマ「アルコール依存症の治療について、家族の理解や協力が得られない事例」	5 名

11月11日	テーマ「妻から虐待？早期発見対応はどうする？」	4名
--------	-------------------------	----

④介護支援専門員資質向上研修（法定外研修・本会主催）

開催日	内 容	参加者
8月19日	テーマ「見逃していませんか？高齢者の経済的虐待への介入と支援～成年後見制度の活用 講師：大阪府弁護士会ひまわり 進陽法律事務所 弁護士 荒木 永子氏	6名

⑤指定地域密着型サービス事業者「運営推進会議」への参加

○リハビリ特化型サービスYOU YU（延べ1回・延べ1名）

○小規模多機能型居宅介護ひらり・看護小規模多機能型ホームさざ波
（延べ4回・延べ4名）

○グループホームなぎさ・デイサービスのののか（延べ4回・延べ4名）

⑥岬町内訪問介護事業所ヒヤリング訪問（岬町協働）（延べ7回・延べ7名）

（4）地域ケア会議等関連業務

①個別ケア会議（本センター主催）（随時開催）

○開催回数：延べ18回（実ケース数9件）

○参加者数：延べ104名

○参加機関等：役場担当課、ケアマネジャー、医療機関、介護サービス事業所、福祉施設、障害福祉相談支援事業所、CSW、ケースワーカー、生活支援コーディネーター、民生委員、福祉委員、家族・親族、近隣住民等

○主な内容：認知症、見守り・複合的な問題を抱える世帯への支援・介護サービス、関わりの拒否・医療介護連携・権利擁護 等

②地域ケア自立支援型会議（岬町協働）（2ヶ月に1回）

要支援認定者について、生活不活発病や筋骨格系疾病（骨折や慢性的な関節の痛み）等により要介護認定に至った事例を中心に、自立支援や重度化防止のため支援が必要になった原因に応じて実現可能な目標設定と改善の可能性のある機能に働きかける支援方法等を検討しました。

【会議構成及び役割】

：事例提供者（介護支援専門員、サービス事業所等）・助言者（理学療法士、作業療法士、管理栄養士、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター等）・アドバイザー（理学療法士、作業療法士）・司会（岬町）

開催日	内 容	参加者
7月22日	岬町地域ケア自立支援型会議（生活課題みなおし隊会議を含む）	1名
9月16日	岬町地域ケア自立支援型会議	1名
11月20日	岬町地域ケア自立支援型会議（生活課題みなおし隊会議を含む）	1名
1月20日	岬町地域ケア自立支援型会議	1名
3月12日	岬町地域ケア自立支援型会議（振り返り）	1名
3月18日	岬町地域ケア自立支援型会議（生活課題みなおし隊会議を含む）	2名

③地域ケア会議

開催日	内 容	参加者
1月27日	岬町地域ケア会議	2名

2. 指定介護予防支援事業

要支援者が介護予防に資する保健・医療サービス又は福祉サービスの適切な利用により、現在の状態の維持・改善が図れるように、自立支援に向けた介護予防サービス計画を作成し、指定介護サービス等の提供が確保されるよう、事業者等関係機関との連絡調整を行うとともに、指定介護予防支援事業運営規程に基づき各種取り組みを推進しました。

①介護予防ケアマネジメント業務（介護予防サービス計画の作成）

介護予防支援	合計件数	内新規	内継続
包括支援センタープラン①	1,606	35	1,571
委託プラン②	1,300	31	1,268
介護予防支援・日常生活総合支援事業 ケアマネジメントA及びC	合計件数	内新規	内継続
包括支援センタープラン③	412	26	387
委託プラン④	493	21	472
包括支援センタープラン小計 （①＋③）	2,018	61	1,957
委託プラン小計 （②＋④）	1,793	52	1,741
合 計 （①＋②＋③＋④）	3,811	113	3,698

※実績は介護給付費審査確定ベースで算出

②運営規程に基づく取り組みの推進

○高齢者虐待の防止のための指針に基づき、虐待防止検討委員会及び虐待防止のための研修会の開催（再掲）「（２）権利擁護業務に実績掲載」

○新型コロナウイルス感染症等及び自然災害発生時における業務継続計画（ＢＣＰ）に基づき、研修及び訓練の実施。

開催日	内 容	参加者
7月30日	自然災害「勤務時間中に岬町において大雨（土砂災害）警報が発令され、水道停止が発生」研修及び訓練	6名
11月5日	自然災害「南海トラフ巨大地震が10時00分に発生、10時03分に大津波警報が発表（大阪880万人訓練に合わせて実施）」訓練	6名
1月9日	感染症等「動画視聴による嘔吐物の処理手順を知り、嘔吐物処理に必要な物品の確認と嘔吐物の拡散想定範囲の確認」研修及び訓練	5名

※訓練後に「災害対策委員会」を実施し訓練で判明した課題や解決策等を検討

③介護予防ケアマネジメントＣ（訪問型サービスＤ）の協働実施

○地域支援団体「かご屋」（移動支援）打合せ会議（延べ2回・延べ4名）

○地域支援団体「かご屋」（移動支援）地域包括ケアマネジャー説明会（1回・5名）

3. 認知症施策推進事業への協力

岬町が実施する認知症施策推進における認知症啓発や徘徊高齢者等ＳＯＳネットワーク等の各種取り組みについて、認知症地域支援推進員と連携を図るとともに、認知症に関する普及啓発活動にも参加し周知に努めました。

開催日	内 容	参加者
4月16日	岬町認知症キャラバン・メイト連絡会 総会	2名
6月27日	認知症キッズサポーター養成講座（多奈川小学校）	1名
7月16日	岬町認知症キャラバン・メイト連絡会定例会	1名
8月20日	岬町認知症キャラバン・メイト連絡会定例会	1名
9月7日	岬町健康長寿まつり 認知症講演会	2名
9月17日	岬町認知症キャラバン・メイト連絡会定例会	1名
10月15日	岬町認知症キャラバン・メイト連絡会定例会	1名
10月19日	岬町認知症キャラバン・メイト連絡会啓発ブース出店（第13回深日漁港ふれあいフェスタ）	2名
12月17日	岬町認知症キャラバン・メイト連絡会定例会	1名
1月21日	岬町認知症キャラバン・メイト連絡会定例会	1名
1月23日	認知症サポーター養成講座（岬高等学校）	1名
2月9日	認知症キッズサポーター養成講座打ち合わせ	1名

2月16日	認知症キッズサポーター養成講座（淡輪小学校）	1名
2月18日	岬町認知症キャラバン・メイト連絡会	1名
3月10日	認知症サポーター養成講座（与田病院）	1名
3月18日	岬町認知症キャラバン・メイト連絡会	1名

4. 在宅医療・在宅介護連携推進事業への協力

岬町が実施する医療と介護に関する各種取り組みや定例会議への参加、介護保険施設や歯科医院への訪問活動等を通じ、地域の福祉施設、医療機関等と連携を図り、医療と介護を必要とする高齢者が在宅生活を継続できるよう支援体制の強化を図りました。また、岬町と協働し、医療と介護等の多職種連携をより促進するため、切れ目のない提供体制等の構築を目指すことを目的に、多職種ネットワーク「まちまちネット岬」の取り組みを推進しました。

①研修会、会議等への参加

開催日	内 容	参加者
9月13日	3市3町医療・介護多職種連携研修会	1名
1月31日	泉佐野泉南医師会 第11回認知症サミット	2名
2月14日	大阪府医師会 在宅医療における災害対策研修会	1名
2月23日	大阪府医師会 在宅医療におけるACP研修会	1名

○多職種ネットワーク まちまちネット岬

開催日	内 容	参加者
7月23日	第3回「身寄りのない方の意思決定支援について」	5名
2月25日	第4回「身上保護と財産管理、意思決定支援における実際の対応・困りごと」	5名

○岬町在宅医療・在宅介護連携推進事業定例会議（延べ12回・延べ12名）

5. 岬町生活支援コーディネーター設置業務事業との連携、協働

生活支援コーディネーターと密に連携し総合事業や生活支援サービスのあり方等を検討するとともに、生活支援サービスの社会資源開発の一環である地域支援団体による移動支援サービスの創出に向けた取り組みや集える居場所である認知症カフェ等に参加しました。また、岬町生活支援・介護予防サービス協議体会議の運営にも積極的に参画しました。

○介護予防ケアマネジメントC（訪問型サービスD）の協働実施（再掲）「2. 指定介護予防支援事業に実績掲載」

○みさきのわ（人との関わりが苦手な方等の居場所）（延べ8回・延べ8名）

○認知症カフェ「おにぎりサロン“喫茶S u n デー”」認知症サポーター養成講座（1回・1名）

○認知症カフェ「おにぎりサロン“喫茶S u n デー”」（延べ10回・延べ10名）

- ドクターカフェ結（生活支援型多機能バス結号モデル開催）（延べ2回・延べ2名）
- 地域支援団体ネットワーク会議住民主体団体情報交換・交流会（1回・3名）
- 岬町まち歩き見守り声かけ訓練実行委員会・振り返り（延べ7回・延べ20名）
- 岬町まち歩き見守り声かけ訓練（1回・5名）

6. 岬町一般介護予防事業・地域リハビリテーション活動支援事業【短期集中介護予防教室（生活課題みなおし隊）】の協働実施

岬町・地域包括支援センター・生活支援コーディネーター・専門職団体【大阪府理学療法士会・大阪府作業療法士会・栄養ケアチームすぷらうと】と協働し、生活機能が低下している要支援者や事業対象者等の方に対して、専門職が集中的にケアを行い生活機能の向上や自己実現のための取り組み支援及び生活の質の向上を図ることを目的に取り組みを推進しました。

	開催期間	参加対象者
第1クール	令和7年 4月～ 6月	6名
第2クール	令和7年 8月～10月	5名
第3クール	令和7年12月～令和8年2月	6名

○開催回数：延べ36回（開催期間中週1回）

○開催場所：岬町文化センター

○運営会議：延べ6回

7. 連絡調整会議（地域包括・生活支援コーディネーター・高齢福祉課高齢介護係）

○連携調整会議（延べ11回・延べ64名）

8. その他、各種会議・連絡会・研修会等

開催日	内 容	参加者
4月 8日	生活支援ハウス利用判定審査会	1名
4月 9日	岬町基幹相談支援センター開設に向けた協議・検討会等	1名
4月17日	岬町自治区長連合会役員会説明会	1名
4月23日	精神保健福祉 家族会あすなろサロン	1名
5月14日	岬町基幹相談支援センター開設に向けた協議・検討会等	1名
5月19日	大阪府市町村社会福祉協議会職員共済会令和7年度第1回理事会	1名
5月22日	ほほえみ総会第2部（認知症の予防及び接し方）	1名
6月10日	高齢者に関わる方のための暑さ対策セミナー（オンライン）	1名
6月13日	大阪府市町村社協連合会会長・事務局長研修会（オンライン）	1名
6月18日	岬町基幹相談支援センター開設に向けた協議・検討会等	1名
6月19日	生活支援ハウス利用判定審査会	1名
6月26日	介護予防ケアマネジメントICT化促進事業地域マネジメント研修	1名

7月 1日	生活支援ハウス利用判定審査会	1名
7月 9日	岬町基幹相談支援センター開設に向けた協議・検討会等	1名
7月10日 11日14日	社会福祉協議会基本要項2025（WEB）研修会（3日間）	延べ6名
7月19日	令和7年度第1回福祉委員会連絡会	1名
7月28日 ～1月16日	大阪府主任介護支援専門員更新研修（全8日間）	延べ8名
7月29日	第75回「社会を明るくする運動」講演会	1名
7月30日	岬町社会福祉協議会事務所における消防訓練	6名
8月 2日	ボランティア活動講座	1名
8月 4日	福祉総合支援相談運営委員会	1名
8月13日	岬町基幹相談支援センター開設に向けた協議・検討会等	1名
8月14日	ほほえみ役員会介護講座打合せ	2名
8月15日	岬町介護保険運営協議会 岬町地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会事前打合せ	1名
8月20日	令和7年度認知症の人の意思決定支援研修（オンライン）	1名
8月22日	みさき地域活動発表会「地域福祉共育実践プレゼンテーション」	1名
8月25日	福祉委員会会計担当者等勉強会	1名
8月25日	岬町介護保険運営協議会 岬町地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会	2名
9月11日	アルコール依存症に関する研修会（泉佐野保健所）	1名
9月16日	高石市基幹相談支援センター視察	1名
9月17日	貝塚市障害者基幹相談支援センター視察	1名
9月18日	岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画打合せ	1名
9月18日	おーぷんかふえほほえみ介護講座（介護保険制度等）	1名
9月24日	令和7年度地域づくり情報分析支援事業最終報告会	1名
9月26日	介護支援専門員資質向上研修（ケアマネ研修）	3名
9月27日	地域の有償活動に向けたステップアップ講座	1名
9月29日	岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討委員会	1名
10月14日	自立支援型介護予防ケアマネジメントICT体験会	3名
10月16日	安全運転管理者講習	1名
10月16日	岬町基幹相談支援センター開設に向けた協議・検討会等	1名
10月19日	介護技術講習会（大阪府理学療法士会）	1名
10月21日	大阪府市町村社会福祉協議会職員共済会令和7年度第2回理事会・評議員会	1名
10月22日	岬町こころの講演会	1名
11月 4日	岬町基幹相談支援センター開設に向けた協議・検討会等	1名
11月 5日	岬町基幹相談支援センター開設に向けた協議・検討会等	1名
11月12日	岬町生活習慣病予防講演会	1名

1 1 月 2 1 日	介護支援専門員資質向上研修（ケアマネ研修）	4 名
1 1 月 2 5 日	岬町社会福祉施設等連絡会	1 名
1 1 月 2 6 日	市民後見人地域別バンク登録者研修	1 名
1 1 月 2 8 日	生活支援ハウス利用判定審査会	1 名
1 1 月 3 0 日	岬町人権週間記念講演会	1 名
1 2 月 4 日	岬町基幹相談支援センター開設に向けた協議・検討会等	1 名
1 2 月 6 日	災害ボランティア養成講座	1 名
1 2 月 1 6 日	岬町民生委員児童委員協議会福祉部会勉強会	1 名
1 2 月 2 2 日	岬町基幹相談支援センター開設に向けた協議・検討会等	1 名
1 2 月 2 4 日	岬町基幹相談支援センター開設に向けた協議・検討会等	1 名
1 月 9 日	岬町社会福祉協議会事務所における消防訓練	6 名
1 月 1 8 日	岬町新春 協働のみさきの集い	1 名
1 月 1 9 日	岬町介護保険運営協議会及び岬町地域ケア会議事前打合せ	1 名
1 月 2 4 日	住民主体で学ぶ福祉介護シリーズ（精神保健福祉）講座	5 名
1 月 2 7 日	岬町介護保険運営協議会及び岬町地域ケア会議	2 名
1 月 3 1 日	住民主体で学ぶ福祉介護シリーズ（認知症）講座	2 名
2 月 3 日	大阪府介護事業者・従事者向けハラスメント対策研修（オンライン）	1 名
2 月 6 日	日常生活自立支援事業実地調査	1 名
2 月 2 6 日	令和 7 年度第 2 回福祉委員会連絡会	1 名
2 月 2 6 日	生活支援ハウス利用判定審査会	1 名
2 月 2 8 日	聞こえの講演会	1 名
3 月 5 日	大阪府市町村社会福祉協議会職員共済会令和 7 年度第 3 回理事会・評議員会	1 名
3 月 1 3 日	介護支援専門員資質向上研修（ケアマネ研修）	4 名
3 月 1 8 日	令和 7 年度第 3 回地域包括ケア担当職員セミナー（オンライン）	1 名
3 月 1 9 日	相談支援ネットワーク会議	1 名
3 月 1 9 日	ほほえみ おーぷんかふえ（防犯対策講座）	1 名
3 月 2 5 日	岬町要保護児童対策地域協議会実務者会議	1 名

平成29年度～令和7年度 岬町社協地域包括支援センター

総合相談支援業務・権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント業務 実績①

総合相談支援業務及び権利擁護業務

1、相談方法（延べ件数）

		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
新規	電 話	84	110	122	189	279	153	208	207	226
	来 所	34	48	44	48	50	45	36	54	67
	訪問・出張	4	10	6	0	4	1	6	4	2
	文書・メール・FAX	0	0	0	3	0	1	0	5	5
	その他	3	10	5	8	9	8	6	5	17
小 計		125	178	177	248	342	208	256	275	317
継続	電 話	787	1,038	846	1,090	1,037	1,103	1,130	853	671
	来 所	203	210	201	203	182	151	191	180	148
	訪問・出張	120	219	198	177	178	196	160	114	130
	文書・メール・FAX	9	7	0	64	22	5	40	22	11
	その他	29	42	41	42	42	49	37	59	61
小 計		1,148	1,516	1,286	1,576	1,461	1,504	1,558	1,228	1,021
合 計		1,273	1,694	1,463	1,824	1,803	1,712	1,814	1,503	1,338
1 期目 延べ8,057件							2 期目			

2、相談人数（延べ人数）

		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
男性	65歳未満	47	26	27	139	169	198	244	170	130
	65～74歳	76	132	138	116	132	67	104	49	81
	75～84歳	289	337	258	206	191	157	256	251	180
	85～94歳	93	169	134	177	150	186	132	207	160
	95歳以上	3	7	5	1	3	22	21	11	3
	不 明	21	34	27	47	24	37	24	27	29
小 計		529	705	589	686	669	667	781	715	583
女性	65歳未満	5	18	18	309	242	96	51	19	19
	65～74歳	188	159	197	125	224	101	69	54	60
	75～84歳	293	442	235	284	325	353	417	370	303
	85～94歳	224	325	392	370	263	397	413	262	299
	95歳以上	7	6	3	4	10	21	19	14	2
	不 明	27	39	29	46	15	21	23	27	31
小 計		744	989	874	1,138	1,079	989	992	746	714
不明							55	56	41	42
合 計		1,273	1,694	1,463	1,824	1,803	1,712	1,814	1,503	1,338
1 期目 延べ8,057件							2 期目			

※件数が多い所に網掛けをしています。

平成29年度～令和7年度 岬町社協地域包括支援センター

総合相談支援業務・権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント業務 実績②

総合相談支援業務及び権利擁護業務

3、相談経路（延べ件数）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
①本人	244	341	307	521	540	405	428	294	261
②同居家族・親族	91	171	117	147	141	136	134	79	110
③別居家族・親族	136	174	112	161	165	193	196	154	104
④介護支援専門員	300	310	357	464	416	389	363	249	277
⑤サービス事業所	92	145	110	93	102	99	118	73	91
⑥福祉施設	16	17	4	24	16	23	24	36	10
⑦社会福祉協議会	7	17	14	27	13	19	14	51	46
⑧保健所・保健センター	1	4	2	2	4	2	3	6	2
⑨医療機関	75	142	152	104	118	128	161	185	115
⑩民生委員・地区福祉委員	16	44	62	43	37	45	44	47	78
⑪近隣・知人	36	20	16	17	21	28	24	84	25
⑫岬町役場	199	206	138	179	167	134	204	141	143
⑬行政関係	11	15	8	5	5	20	13	18	13
⑭貝塚子ども家庭センター	30	26	12	5	4	4	9	22	11
⑮CSW	5	29	12	7	15	45	48	17	24
⑯消防・警察	1	2	4	0	3	5	10	7	0
⑰その他	13	31	36	25	36	37	21	40	28
合 計	1,273	1,694	1,463	1,824	1,803	1,712	1,814	1,503	1,338
	1期目 延べ8,057件					2期目			

※件数が多い所に網掛けをしています。

平成29年度～令和7年度 岬町社協地域包括支援センター

総合相談支援業務・権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント業務 実績③

総合相談支援業務及び権利擁護業務

4、相談内容（延べ件数）

		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総合 相 談 支 援 権 利 擁 護	①日常生活相談	153	362	316	332	248	189	198	231	159
	②介護一般の相談	39	50	43	60	45	96	82	56	77
	③介護保険全般	38	52	44	24	39	36	44	27	18
	④要介護（支援）申請	109	117	115	107	115	103	132	98	78
	⑤ケアマネジメント	103	146	127	94	88	40	68	48	51
	⑥介護（予防）サービス利用	166	242	156	153	158	134	168	100	105
	⑦福祉用具の購入	52	63	79	77	68	54	61	37	62
	⑧住宅改修	88	88	86	68	90	61	56	60	40
	⑨介護予防事業に関する事	9	10	5	5	3	1	1	3	1
	⑩医療・健康に関する事	173	260	269	243	212	139	151	132	121
	⑪入退院に関する事	141	151	159	122	140	141	137	108	93
	⑫在宅福祉サービスに関する事	18	11	12	11	17	24	14	11	16
	⑬障がい福祉に関する事	9	11	24	35	49	75	132	58	19
	⑭介護施設入所に関する事	21	32	40	13	20	41	31	34	14
	⑮有料・ケアハウス・サ高住利用に関する事	35	53	29	33	58	37	75	64	49
	⑯認知症に関する事	109	148	101	221	187	165	193	157	125
	⑰精神疾患に関する事	55	76	38	258	193	208	235	121	48
	⑱家族間の問題に関する事	64	137	131	165	158	138	128	54	59
	⑲生活保護・経済困難に関する事	12	37	28	12	31	41	71	60	25
	⑳見守り相談	15	33	11	17	13	15	16	8	15
	㉑安否確認	21	29	18	19	11	19	19	12	13
	㉒緊急対応	13	15	7	10	16	10	13	18	11
	㉓苦情	4	3	4	4	8	7	12	3	2
	㉔介護者の離職防止に関する事								2	0
	㉕複合的な課題を持つケースに関する事								229	134
	㉖その他	56	43	35	29	30	35	26	48	40
権利 擁 護	①成年後見制度等に関する事	32	49	67	94	107	73	46	49	55
	②日常生活自立支援事業に関する事	66	77	103	121	104	90	102	83	36
	③虐待に関する事	46	39	15	27	19	77	36	29	22
	④消費者被害に関する事	3	7	2	10	2	6	9	3	9
	⑤その他	20	29	4	17	8	18	24	17	19
合 計		1,670	2,370	2,068	2,381	2,237	2,073	2,280	1,960	1,516
		1 期 目 延べ10,726件					2 期 目			

※件数が多い所に網掛けをしています。

平成29年度～令和7年度 岬町社協地域包括支援センター

総合相談支援業務・権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント業務 実績④

総合相談支援業務及び権利擁護業務

5、相談後対応（延べ件数）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
①相談・助言のみ	643	1,177	1,016	1,370	1,442	1,300	1,406	1,113	945
②情報提供	351	500	476	490	490	552	593	588	501
③連絡・調整	260	464	413	377	483	390	435	292	278
④訪問・出張	198	265	244	220	205	222	217	131	150
⑤申請代行	38	27	26	21	45	40	32	17	16
⑥他機関と協働	112	62	33	71	69	49	36	39	51
⑦ケース検討	57	32	21	14	20	19	24	21	20
⑧その他	6	3	3	78	64	19	14	7	10
合 計	1,665	2,530	2,232	2,641	2,818	2,591	2,757	2,208	1,971
1 期目 延べ11,886件					2 期目				

6、対応結果（延べ件数）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
終 結	519	612	502	858	1,087	1,031	977	710	566
継 続	754	1,082	961	966	716	681	837	793	772
合 計	1,273	1,694	1,463	1,824	1,803	1,712	1,814	1,503	1,338
1 期目 延べ8,057件					2 期目				

包括的・継続的ケアマネジメント業務

1、包括的・継続的ケアマネジメント（延べ件数）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
①日常的個別指導・相談	165	213	277	437	370	380	359	254	205
②支援困難事例への指導・助言	80	251	127	147	245	166	243	329	305
③サ・ヒ・ス担当者会議の開催支援	18	17	15	15	3	7	9	4	3
④給付関係相談	81	105	58	47	51	51	32	20	26
⑤その他	37	12	2	31	6	5	0	2	8
合 計	381	598	479	677	675	609	643	609	547
1 期目 延べ2,810件					2 期目				

※件数が多い所に網掛けをしています。

地域包括支援センター拠点区分 資金収支計算書【決算書P18～P19 決算(B)の説明】

収 入

事業活動による収支

勘定科目	決算(B)	説 明
受託金収入	31,400,000	
町受託金収入	31,400,000	岬町地域包括支援センター運営業務料
介護保険事業収入	18,076,319	
居宅介護支援介護料収入	13,680,747	介護予防サービス支援・計画書作成料
介護予防支援介護料収入	13,680,747	初回 510,246円(66件) 継続 13,073,595円(2,839件) 連携加算 96,906円(31件)
介護予防・日常生活支援総合事業収入	4,381,572	介護予防サービス支援・計画書作成料
事業費収入	4,381,572	初回 363,357円(47件) 継続 3,955,695円(859件) 連携加算 62,520円(20件)
その他の事業収入	14,000	
市町村特別事業収入(公費)	14,000	住宅改修理由書作成料@2,000円×7件
事業活動収入計 (1)	49,476,319	

支 出

勘定科目	決算(B)	説 明
人件費支出	34,274,694	
職員給料支出	13,287,074	職員6名の人件費総額【内訳】
職員賞与支出	3,678,289	社会福祉士(管理者) 1名
非常勤職員給与支出	12,689,027	保健師 1名
法定福利費支出	4,620,304	主任介護支援専門員 1名 介護支援専門員 3名
事業費支出	10,463,826	
諸謝金支出	40,000	介護支援専門員資質向上研修講師料
旅費交通費支出	5,960	講師旅費、職員出張旅費
研修研究費支出	40,440	職員資格更新研修受講費用、職員研修旅費
消耗器具備品費支出	203,908	感染症等予防対応費用41,744円(按分) コピー機使用料76,955円、書類保存用ケース22,440円 コピー用紙・事務用品 他
印刷製本費支出	38,015	封筒代(按分)

水道光熱費支出	392,019	電気・ガス・水道代(地域包括支援センター:按分)
車輛費支出	538,127	車輛(3台)に係る費用総額(ガソリン、車検、保険料等)
通信運搬費支出	588,950	固定電話:1回線3ch・FAX1回線333,384円 岬町直通電話:1回線91,344円 24時間対応携帯電話:1回線38,842円 センターシステム専用ネット回線料104,280円、郵送料 他
広報費支出	38,042	「センター通信」社協みさき掲載料(4回)
業務委託費支出	7,698,219	会計指導委託料(按分)207,900円 警備委託料(按分)120,357円 人事労務管理委託料(按分)198,000円 介護予防サービス支援・計画書作成委託料6,953,062円 初回 350,168円(52件) 継続 6,500,894円(1,741件) 連携加算 102,000円(51件) センターシステムアップグレード費用218,900円
保守料支出	356,400	地域包括支援センターシステム保守料
手数料支出	210,358	会計システム使用手数料(按分)89,100円 クラウドストレージサービス利用料(按分)38,880円 WEB会議・ネットワーク機器セキュリティ更新費用(按分)19,678円 勤怠システム利用料(按分)23,760円 国保連伝送代行サービス利用料13,200円、振込手数料 他
保険料支出	123,492	地域包括支援センター賠償責任補償保険料80,220円 団体情報漏えい補償制度保険料(按分)42,312円 介護支援専門員資質向上研修行事保険料960円
賃借料支出	189,496	駐車場使用料72,000円(2台)、AEDリース料65,340円 ネットワーク機器再リース料(按分)2,260円 印刷機リース料(按分)49,896円
租税公課支出	400	印紙代
事務費支出	176,049	
福利厚生費支出	176,049	職員健康診断料、職員共済会負担金、労働災害総合補償料
事業活動支出計(2)	44,914,569	
事業活動資金収支差額(3)	4,561,750	

支 出

施設整備等による収支

勘定科目	決算(B)	説 明
ファイナンス・リース債務の返済支出	1,911,360	地域包括支援センターシステムリース料
施設整備等支出計(5)	1,911,360	
施設整備等資金収支差額(6)	△ 1,911,360	

支 出

その他の活動による収支

勘定科目	決算(B)	説 明
事業区分間繰入金支出	1,343,472	
社会福祉事業区分間繰入金支出	1,343,472	退職手当積立金掛金(地域包括支援センター職員分)1,258,440円 (按分:包括分)事務局パソコンシステム更新リース料85,032円
その他の活動支出計(8)	1,343,472	
その他の活動資金収支差額(9)	△ 1,343,472	

勘定科目	決算(B)	説 明
当期資金収支差額合計(11)	1,306,918	総収入(1)+(4)+(7) 49,476,319円 総支出(2)+(5)+(8) 48,169,401円 (以下、内訳) ①地域包括支援センター事業 505,537円 ②介護予防支援事業 801,381円
前期末支払資金残高(12)	13,726,192	令和6年度累計額(以下、内訳) ①地域包括支援センター事業 6,829,923円 ②介護予防支援事業 6,896,269円
当期末支払資金残高 (11)+(12)	15,033,110	令和7年度累計額(以下、内訳) ①地域包括支援センター事業 7,335,460円 ②介護予防支援事業 7,697,650円

令和 7 年度
岬町社協地域包括支援センター事業評価

令和 8 年 4 月

自己評価について

1. 自己評価実施の趣旨

介護保険法により、地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うこと、その他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならないと規定されました。

このことにより、地域包括支援センターは、町の運営方針に基づき、事業計画を策定し、自らの事業について評価を行います。

評価については、地域包括支援センター運営協議会に報告し、協議会で得た意見を事業に反映し、介護保険法の趣旨である質の向上に努めます。

2. 自己評価の実施方法

本事業評価票は、厚生労働省通知（老振発0704第1号平成30年7月4日一部改正平成31年4月22日、一部改正令和2年5月29日、一部改正令和6年6月7日）地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について別添1「評価指標（地域包括支援センター用）」に基づき、評価を行うとともに「地域包括支援センター運営状況調査票②、③」を使用します。事業評価票の記載に当たっては、センター職員全員で検討した上で総合的に判断し評価します。

3. 自己評価の期間

評価の期間は、4月から翌年3月までの年度で評価します。

【注意事項】

■調査時点と調査対象■

○本調査で「今年」とは、調査実施年（システムへの記入年）を指します。

○特に記載がない限り、以下の時点、年度期間でお答えください。

時点：令和8年3月末時点

年度：昨年4月1日～今年3月31日

○昨年4月末時点の地域包括支援センター（以下「センター」という。）が調査対象となりますので、昨年5月1日以降に開設したセンターは調査対象外となります。

■基幹型センター、機能強化型センターの回答方法■

○基幹型センター及び機能強化型センターは、あくまでセンターの一類型であることから、法令等に定められる設置基準を満たす必要があります。

○個別の担当圏域を持ち、通常のセンター機能を果たす場合、センター入力シートを回答してください。

○一方、個別の担当圏域を持たず、市町村業務と一体化している場合、センター入力シートは回答せず、市町村入力シートで併せて回答してください。

■サブセンターの回答方法■

○サブセンターは、本所・支所を合わせたセンター全体として人員配置基準を充足し、本所が統括機能を発揮しつつ、4機能（総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント）を適切に果たす支所機能ですが、その性格を踏まえ本所であるセンターと一体的に評価を実施してください（サブセンター単独でのセンター入力シートの回答は不要です）。また、ランチについても回答不要です。

■直営1か所で課内にセンターが設置されている場合の回答方法■

○直営1か所で課内にセンターが設置されている場合、調査項目によっては回答しにくい項目がありますが、市町村、センターそれぞれの立場に立って、両入力シートに回答してください。

■その他の注意事項■

○設問にある注意書き等をご確認の上回答してください。

○基本的にセンター職員であり管理的な立場にある方が回答してください。

○地域包括支援センターの事業に係る評価指標に関連した設問については、右欄の「センターの事業評価に係る指標」に該当番号を記載しています。回答にあたっては、「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」で示された趣旨や留意点についても、あわせてご参照ください。

○「センターの事業評価に係る指標」のうち、市町村が任意に選択する項目については、市町村が当該評価指標を採用しているか否かによって選択肢を分けています。市町村が採用しているか不明な場合や市町村から方針が示されていない場合は、「市町村が当該指標を採用していない場合」の選択肢を選んでください。

○インセンティブ交付金の評価指標に関連した設問については、右欄の「インセンティブ交付金評価指標に関連した指標」に印を付しています。

●0. 地域包括支援センター（以下「センター」）の概要（調査票②）

			センターの 事業評価に 係る指標	インセンティ ブ交付金評価 指標に関連し た指標
(1) 基本情報				
Q1 都道府県名	大阪府			
Q2 市町村名	堺市			
Q2-1 広域連合等の名称 ※介護保険における保険者が広域連合等である場合				
Q2-2 複数市町村でセンターを設置している 場合の市町村数 ※センターの担当圏域が複数市町村にまたがる場 合のみ回答	担当圏域が複数の 市町村に及ぶセン ターである。	担当市町村数 →		
Q3 センターの名称	堺市協地域包括支援センター			
Q4 電話番号 ※「基本情報」タブの「電話番号」と同じ情報が入力されます。	072-425-9058			
Q5 Eメールアドレス ※半角でご記入ください	houkatsu@misakisvakyu.jp			
Q6 FAX番号 ※「基本情報」タブの「FAX番号」と同じ情報が入力されます。	072-425-9059			
Q7 センターの類型 ※1つ選択、ただし2. と3. は同時に選択可 ※基幹型センター：センターのうち地域の中で基幹的な役割を担い、セン ター間の総合調整や地域ケア会議等の後方支援などの機能を有するセンター ※機能強化型センター：権利擁護事業や認知症支援等の機能を強化し、当該 分野において他のセンターの支援を担当するセンターを指す。 ※市町村内にセンターが1か所のみ設置されている場合は、「基幹型」「機能強化型」と はみなさない。	1. 通常のセンター 2. 基幹型センター ※複数のセンターがある市町村の場合のみ 3. 機能強化型センター ※複数のセンターがある市町村の場合のみ			
(2) 担当圏域（令和8年3月末時点）				
Q8 担当圏域における65歳以上人口 ※基幹型センターや機能強化型センターの場合、当該センター自体の担当圏 域として設定された圏域の高齢者人口について回答し、当該センターが後方 支援のみを担当する圏域の高齢者人口は含まない。 ※センターが1か所のみ設置されている場合は、市町村全域をカバーしている ことになるため、市町村の65歳以上人口を入力すること。	5,701人			○

Q9 担当圏域の認定者数	(a) 認定者数（要介護1～要介護5）	842人		
	(b) 認定者数（要支援1、要支援2）	741人		
	(c) 事業対象者数（介護予防・日常生活支援総合事業における基本チェックリスト該当者）	3人		
(3) 設置主体				
Q10 設置主体の直営・委託の別（1つ選択） ※「基本情報」タブの「運営主体」と同じ情報が入力されます。 ※広域連合等が市町村に委託している場合は、「直営」としてください。		2. 委託→Q10-2へ		
	Q10-1 設置主体（1つ選択）	1. 市町村 2. 広域連合等		
	Q10-2 設置主体（1つ選択）	1. 社会福祉法人（2.を除く） 2. 社会福祉協議会 3. 医療法人・社会医療法人 4. 一般社団法人・公益社団法人 5. 一般財団法人・公益財団法人 6. 営利法人（株式会社等） 7. NPO法人 8. その他 「8. その他」の場合、その内容を記載。		
(4) センターの現況				
Q11 右のいずれかに当てはまりますか。 ※いずれか1つ選択		1. 昨年4月に新設された（圏域再編を含む） 2. 昨年4月から受託法人が変更になった（担当圏域は前年度と同一） 3. 昨年5月1日以降に受託法人が変更になった 4. いずれにも該当しない		

●1. 地域包括ケアシステムの構築・推進

	センターの事業評価に係る指標	インセンティブ交付金評価指標に関連した
(1) 活動目標1：市町村全体を踏まえた担当圏域の現状および将来像やニーズを把握する。		
Q12 人口動態、市町村が行う介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の結果等の量的データによって、地域の高齢者に係る現状や将来の状況等を把握していますか。 ※いずれかの量的データによって、市町村全域や担当圏域の現状や将来予測等（例：高齢化率や世帯状況の推移、高齢者のニーズ等）を把握し、その記録がある場合に、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	1-A
Q13 介護保険事業計画、老人福祉計画、地域福祉計画等から、地域の高齢者に係る課題等を把握していますか。 ※いずれかの計画を確認して、市町村または担当圏域の高齢者に係る課題（例：75歳以上の者の転入が多く軽度者の介護サービス需要が増す見込み等）を把握し、その記録がある場合に、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	1-B
Q14 センターが行う実態調査によって、担当圏域の現状やニーズを把握していますか。（3月末時点） ※センターで実態調査を実施していない場合は、「2.いいえ」とする。	1. はい 2. いいえ	1-C

Q15 相談内容や地域ケア会議等の内容を分析し、担当圏域の地域課題を把握していますか。 ※相談内容の分析または地域ケア会議等によって、担当圏域の課題等（例：移動手段の不足、情報周知の未徹底等）を把握し、その記録がある場合に、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	1-D	
---	-----------------	-----	--

●2. 組織・運営体制

		センターの事業評価に係る指標	インセンティブ交付金評価指標に関連した指標
(1) 活動目標2：市町村の実施方針に従って、地域包括支援センターの機能強化に向けた事業計画を作成し、必要に応じて業務改善を図る。			
Q16 市町村が定めるセンターの事業の実施方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定していますか。 ※今年度のセンターの事業計画について、今年3月末日までに市町村から示された実施方針が※データまたは紙面等で策定されている場合に、「1.はい」とする。	1. はい 2. 示された方針に沿って事業計画を策定していない 3. 示された方針の内容を理解できなかった 4. 市町村から方針が示されていない	2-A	
Q17 今年度のセンターの事業計画に、前年度の事業評価における課題への適切な対応策を含めていますか。 ※今年度のセンターの事業計画に、前年度の事業評価で取り上げた課題に対して適切な対応策が記載されている場合に、「1.はい」とする。 ※前年度の事業評価で課題が把握されなかった場合も、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	2-B	
Q18 市町村の実施方針や担当圏域の地域課題等を踏まえ、センターの事業計画に重点目標を設定していますか。 ※重点業務を定めた検討の記録（検討に関する会議のメモ、議事録等）が残され、かつセンターの事業計画に重点目標として記載している場合に、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	2-C	
Q19 センターの事業計画の重点目標に基づいて達成状況を分析し、必要な業務改善を行っていますか。 ※前年度のセンターの事業計画の達成状況およびその背景を分析して、センターの業務改善が図られている場合に、「1.はい」とする。 ※前年度の分析で業務改善が必要な事項がなかった場合も、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	2-D	
(2) 活動目標3：センターが効果的に運営できるように、組織マネジメントを行う。			
Q20 センター長等の責任者の役割を文書で明確にし、職員に周知していますか。 ※センター業務の責任者の役割を文書で示し、かつ職員に周知している場合に、「1.はい」と ※ここでの文書は、市町村が実施方針等でセンター長の役割を示している場合も該当する。 ※センター業務の責任者がいない場合は、「2.いいえ」とする。	1. はい 2. いいえ	3-A	
Q21 センターの事業計画を共有する会議等の機会を設け、これに基づく職員個々の取組内容を確認していますか。 ※センターの事業計画を共有する会議等において、職員個々の取組内容を確認している場合に、「1.はい」とする。 ※会議等の形式は問わない。	1. はい 2. いいえ	3-B	

Q22 センターの業務量を把握したうえで、業務の最適化を図るための対応を行っていますか。 ※センターの業務量を把握したうえで、例えば、事務職員への業務分担や、センター職員が作成する介護予防サービス計画の上限数を決めて、それ以上のプランを委託する等の何らかの業務最適化の工夫を行っている場合に、「1.はい」とする。	1. はい 「1. はい」の場合、業務最適化の具体的な内容をお答えください。 ・ケアマネジャーが作成するケアプラン数について上限を決めている。また、プラン数の偏りを出ないように調整を図っている。 ・ケアプランの委託にあたり、委託基準内規を定め適切かつ効率的に業務を実施。 2. いいえ	3-C	
Q23 特定の職員に業務が偏らず、チームアプローチを推進するために業務分担のルールや仕組みづくりを行っていますか。 ※各職員の業務量を把握したうえで、専門性を踏まえた業務分担を行うためのルール等を定めている場合に、「1.はい」とする。 ※例えば、資格ごとに4事業の主担当を割り振ったうえで、資格によらず複数人がチームとして活動するようにルール化することや、業務別に主担当と副担当を決めて、年度ごとに順次交代していく仕組みなどが該当する。	1. はい 2. いいえ	3-D	
Q24 センター業務にICTを活用するなど、センターの業務効率化に取り組んでいますか。	1. はい（市町村が当該評価指標を採用している場合） 2. はい（市町村が当該評価指標を採用していない場合） 3. いいえ（市町村が当該評価指標を採用している場合） 4. いいえ（市町村が当該指標を採用していない場合）	3-E (選択項目)	
Q24-1 センターの業務効率化の内容についてあてはまるものをすべてお答えください。 ※Q24で「1. はい（市町村が当該評価指標を採用している場合）」「2. はい（市町村が当該評価指標を採用していない場合）」の場合のみ	1. 職員毎のパソコンやタブレットの配布 2. Wi-Fiの整備 3. 介護予防サービス計画等のデータ連携のためのシステム 4. センター間等の総合相談支援事業の効果的な実施のためのデータ共有システム 5. オンライン相談等のためのタブレット端末 6. 音声入力による記録作成 7. 地域住民がセンターに気軽に相談できる体制整備のためのチャットボット 8. センター業務の効率化を図るためのAIの導入 9. その他のICT活用」を行っている場合、具体的な内容をお答えください。 10. ICT活用以外の業務効率化の取組 「10. ICT活用以外の業務効率化の取組」を行っている場合、具体的な内容をお答えください。	3-E (選択項目)	
(3) 活動目標4：センター職員の人材確保および育成を図る。			
Q25 センターの人材確保や定着を進めるための取組を行っていますか。 ※職員の人材確保や定着を目的として、例えば、地域の専門職養成機関等と連携して実習を受け入れる、上司との面談の機会を設ける、資格取得を保障する、研修受講機会を保障する、休暇を取りやすくする等の取組を推進している場合に、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	4-A	
Q26 センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場で研修を実施していますか。 ※センターに在籍する全ての職員が参加できる職場での研修を年に1回以上開催している場合に、「1.はい」とする。 ※研修の主催者、内容、時間数は問わない。	1. はい 2. いいえ	4-B	

Q27 センターに在籍する全ての職員が、計画的に職場での仕事を離れて研修（Off-JT）に参加できるようにしていますか。 ※センターに在籍する全ての職員が、少なくとも年に1回は職場外の研修に参加している場合に、「1.はい」とする。 ※研修の主催者、内容、時間数は問わない。	1. はい 2. いいえ	4-C	
Q28 センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、メンタルヘルス対策を実施していますか。（前年度実績） ※メンタルヘルス対策として、例えば、職員に対するストレスチェックの実施、メンタルヘルスに関する研修会の開催、メンタルヘルスに関する相談窓口・担当者の設置、専門家によるカウンセリング機会の提供などが行われている場合に、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	4-D	
Q29 スーパービジョンまたはコンサルテーションが受けられる体制を整えていますか。 ※スーパービジョンについては、センターの上司や同僚による場合、外部のスーパーバイザーによる場合などに、「1.」または「2.」とする ※コンサルテーションについては、センター外の専門職による場合に、「1.」または「2.」とする。	1. はい（市町村が当該評価指標を採用している場合） 2. はい（市町村が当該評価指標を採用していない場合） 3. いいえ（市町村が当該評価指標を採用している場合） 4. いいえ（市町村が当該指標を採用していない場合）	4-E （選択項目）	
(4) 活動目標5：市町村が示している個人情報の取扱方針や苦情対応方針に従い、センターにおいて適切に対応する体制を整え実践する。			
Q30 個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備していますか。 ※データまたは紙面で整備されている場合に、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	5-A	
Q31 個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っていますか。 ※持出や開示に備え、個人情報の取り扱いについて整理のうえ、データまたは紙面を整備し、持出・開示時に適正に対処している場合に、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	5-B	
Q32 市町村の方針に沿って、個人情報漏えいとセンターが受けた苦情に対して、対処および市町村への報告（共有）の体制を構築していますか。 ※市町村の方針に沿って、個人情報漏えいと苦情の両方に対して、対処および市町村への報告の体制を整備し、それをデータまたは紙面で整備している場合に、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	5-C	
Q33 センターへの苦情内容をもとに業務を改善していますか。 ※例えば、センターのホームページのアクセス地図がわかりにくいという苦情をもとに地図をわかりやすくする、電話がつながりにくいという苦情をもとに外出中の職員の携帯電話へ転送するといった取組を行った場合に、「1.はい」 ※センターへの苦情が全くない場合も、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	5-D	

Q34 センターに対する利用者や家族からのカスタマー・ハラスメントに適切に対応する体制をセンターとして整備していますか。 ※利用者や家族からのクレーム等が社会通念上不相当であり、これによってセンター業務が阻害されるようなカスタマー・ハラスメントの予防や対応体制（弁護士への相談体制等）を法人等が構築している場合に、「1.」または「2.」 ※カスタマー・ハラスメントに関する研修の実施やマニュアルの作成なども体制の整備に該当する。 ※市町村が整備している場合も、「1.」または「2.」とする。	1. はい（市町村が当該評価指標を採用している場合） 2. はい（市町村が当該評価指標を採用していない場合） 3. いいえ（市町村が当該評価指標を採用している場合） 4. いいえ（市町村が当該指標を採用していない場合）	5-E （選択項目）	
(4) 活動目標6：*中間アウトカム指標*センター職員の定着率			
Q35 市町村が「センター職員の定着率」を指標として採用していますか。 ※算出方法の例は以下のとおりですが、市町村により示されている算出方法でお答えください。 （3月末時点の職員数－前年度内に離職した職員数）÷（3月末時点の職員数）×100	1. はい 「1.はい」の場合、センター職員の定着率を「%」を単位としてお答えください。 % 2. いいえ	6 （選択項目）	

●3. 総合相談支援事業

	センターの事業 評価に係る指標	インセンティブ 交付金評価指標 に関連した指標
(1) 活動目標7：地域包括支援ネットワークを構築する。		
Q36 地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員、連絡先、特性等に関する情報をマップまたはリストで管理していますか。 ※介護サービス事業者、医療機関、民生委員のいずれの情報も管理している場合に、「1.はい」とする。 ※データまたは紙面で整備されており、逐次見直しを行っている場合に、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	7-A ○
Q37 気になる高齢者等に関して、関係機関、民生委員、地域住民から連絡が寄せられるネットワーク体制を構築していますか。 ※日頃より関係者から地域の情報が寄せられる状況にある場合に、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	7-B ○
Q38 相談経路を分析して、高齢者等への支援に必要な新たな支援機関等と連携していますか。 ※相談経路を分析したうえで、すでに十分に連携できており、新たな支援機関等との連携が不要と判断された場合も、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	7-C ○
Q39 高齢者福祉分野以外の関係機関・関係者と意見交換する機会を設けるなど、分野を横断した新たなネットワークを構築していますか。 ※関係者と意見交換する機会を設けるなどしたうえで、すでに十分に分野を横断したネットワークを構築しており、新たなネットワークの構築が不要と判断された場合も、「1.」または「2.」とする。	1. はい（市町村が当該評価指標を採用している場合） 2. はい（市町村が当該評価指標を採用していない場合） 3. いいえ（市町村が当該評価指標を採用している場合） 4. いいえ（市町村が当該指標を採用していない場合）	7-D （選択項目）

(2) 活動目標8：市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす。																					
Q40 相談事例の分類方法に沿って、1年間の相談件数等を市町村に報告していますか。 ※市町村またはセンターが定めた分類方法のもと、相談件数を市町村に報告している場合に、「1.はい」とする。 ※相談内容の類型化、経年分析等、整理手法は問わない。	1. はい 2. いいえ	8-A	○																		
Q40-1 1年間の相談件数についてその内容別に以下に入力してください。 なお、本区分で分類できないものは全て「その他」に件数を入力してください。 件数を把握していない場合は、すべて「0件」と入力してください。合計欄は自動入力されます。 ※1件の相談の中で、2つ以上の内容に該当する場合は、それぞれに回答してください。		<table border="1"> <tr> <td>1. 介護に関すること（介護保険に関することを含む）</td> <td>相談件数389件 (延べ件数)</td> </tr> <tr> <td>2. 介護予防・生活支援サービスに関すること</td> <td>相談件数106件 (延べ件数)</td> </tr> <tr> <td>3. 医療に関すること</td> <td>相談件数214件 (延べ件数)</td> </tr> <tr> <td>4. 認知症に関すること</td> <td>相談件数125件 (延べ件数)</td> </tr> <tr> <td>5. 権利擁護に関すること</td> <td>相談件数141件 (延べ件数)</td> </tr> <tr> <td>6. 介護者の離職防止に関すること</td> <td>相談件数0件 (延べ件数)</td> </tr> <tr> <td>7. その他</td> <td>相談件数285件 (延べ件数)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計1,260件 (延べ件数)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 「7. その他」の場合、その内訳の主なものについてお答えください。 ・日常生活相談159件・障がい福祉に関すること67件・家族間の問題59件 </td> </tr> </table>		1. 介護に関すること（介護保険に関することを含む）	相談件数389件 (延べ件数)	2. 介護予防・生活支援サービスに関すること	相談件数106件 (延べ件数)	3. 医療に関すること	相談件数214件 (延べ件数)	4. 認知症に関すること	相談件数125件 (延べ件数)	5. 権利擁護に関すること	相談件数141件 (延べ件数)	6. 介護者の離職防止に関すること	相談件数0件 (延べ件数)	7. その他	相談件数285件 (延べ件数)	合計1,260件 (延べ件数)		「7. その他」の場合、その内訳の主なものについてお答えください。 ・日常生活相談159件・障がい福祉に関すること67件・家族間の問題59件	
1. 介護に関すること（介護保険に関することを含む）	相談件数389件 (延べ件数)																				
2. 介護予防・生活支援サービスに関すること	相談件数106件 (延べ件数)																				
3. 医療に関すること	相談件数214件 (延べ件数)																				
4. 認知症に関すること	相談件数125件 (延べ件数)																				
5. 権利擁護に関すること	相談件数141件 (延べ件数)																				
6. 介護者の離職防止に関すること	相談件数0件 (延べ件数)																				
7. その他	相談件数285件 (延べ件数)																				
合計1,260件 (延べ件数)																					
「7. その他」の場合、その内訳の主なものについてお答えください。 ・日常生活相談159件・障がい福祉に関すること67件・家族間の問題59件																					
Q40-2 1年間の総合相談業務件数についてその方法別に以下に入力してください。 件数を把握していない場合は、すべて「0件」と入力してください。合計欄は自動入力されます。 ※1件の相談の中で、2つ以上の方法に該当する場合は、それぞれに回答してください。		<table border="1"> <tr> <td>1. 来所</td> <td>対応件数215件 (延べ件数)</td> </tr> <tr> <td>2. 訪問</td> <td>対応件数132件 (延べ件数)</td> </tr> <tr> <td>3. 電話</td> <td>対応件数897件 (延べ件数)</td> </tr> <tr> <td>4. メール、その他</td> <td>対応件数94件 (延べ件数)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計1,338件 (延べ件数)</td> </tr> </table>		1. 来所	対応件数215件 (延べ件数)	2. 訪問	対応件数132件 (延べ件数)	3. 電話	対応件数897件 (延べ件数)	4. メール、その他	対応件数94件 (延べ件数)	合計1,338件 (延べ件数)									
1. 来所	対応件数215件 (延べ件数)																				
2. 訪問	対応件数132件 (延べ件数)																				
3. 電話	対応件数897件 (延べ件数)																				
4. メール、その他	対応件数94件 (延べ件数)																				
合計1,338件 (延べ件数)																					

			1. 市町村による紙媒体の相談記録票 2. 市町村による電子媒体の相談記録票 3. センターによる紙媒体の相談記録票 4. センターによる電子媒体の相談記録票 5. その他 「5. その他」の場合、具体的な内容をお答えください。 6. 定型の相談記録票は設けていない		
Q40-3 相談の記録方法についてあてはまるものをすべてお答えください。					
Q41 相談事例の終結条件を、市町村と共有していますか。 ※相談事例の終結条件とは、「相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合」「センター以外の適切な機関につなげ、適切な引き継ぎが確認された場合」「後見人が選任された場合」「虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合」等、受けた相談事例の進捗管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定※相談事例の終結条件を定め、データまたは紙面で整備されている場合に、「1.はい」とする。 ※終結条件を定めることで、相談事例の課題に対し、支援の方針が明確化されるとともに、センター以外の適切な機関や地域等で相談者を支える体制が構築される。			1. はい 2. いいえ	8-B	○
Q42 相談事例の解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村から後方支援を得ていますか。 ※市町村とセンターが対応が困難な相談事例等への対処について、日頃から連携体制を構築しており、かつ、市町村への支援要請に市町村が対応した場合に、「1.はい」とする。 ※市町村とセンターの連携体制が構築されているが、市町村への支援要請が不要であった場合も、「1.はい」とする。			1. はい 2. いいえ	8-C	○
Q43 相談内容を分析して、対応ルールの作成や研修の開催等を行い、職員の実践力の向上に活かしていますか。 ※相談内容の分析結果をもとに、対応ルールや必要だと考えられる知識や技術に関する研修等を開催している場合に、「1.はい」とする。 ※研修の主催者や内容等は問わない。			1. はい 2. いいえ	8-D	○
(3) 活動目標9：家族介護者支援に取り組む。					
Q44 夜間・早朝の窓口または平日以外の窓口（連絡先）を設置して住民に周知し、家族介護者等が相談しやすい環境を整えていますか。 ※窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口（連絡先）の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口（連絡先）の設置」とみなす。 ※センターの連絡先や相談窓口に関する解説を記載したリーフレット、パンフレット、ホームページ等により周知を行っている場合に、「1.はい」とする。			1. はい 2. いいえ	9-A	○
Q45 支援が必要な家族介護者を早期に見るための取組を行っていますか。 ※ヤングケアラー、ダブルケアラー、生活困窮者など、家族に支援が必要な状態にある場合、児童、障害、生活困窮等に関わる行政の部門や地域団体等と連携し、早期発見・早期対応に取り組んでいる場合に、「1.はい」とする。			1. はい 2. いいえ	9-B	○

Q46 家族介護者に対するアセスメントを行い、状態やニーズに応じて適切な社会資源に関する情報を提供していますか。 ※家族介護者に対するアセスメントを行い、その結果に基づいて、必要な情報を提供している場合に、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	9-C	○
Q47 家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめていますか。 ※相談件数・相談内容の把握方法や取りまとめの方法については問わない。	1. はい（相談件数を把握している） 2. はい（相談件数を把握していない） 3. いいえ	9-D	○
Q47-1 家族介護者からの相談について、本年度における相談件数を入力してください。 ※Q47の回答が「1」の場合、ご入力ください。	214件（延べ件数）		
Q48 家族介護者に対する予防的な取組を行っていますか。 ※家族介護者のニーズに応じた情報提供や家族介護者の集まりの開催（家族介護教室、サロン等）などを行っている場合に、「1.」または「2.」とする。	1. はい（市町村が当該評価指標を採用している場合） 2. はい（市町村が当該評価指標を採用していない場合） 3. いいえ（市町村が当該評価指標を採用している場合） 4. いいえ（市町村が当該指標を採用していない場合） 「1.」または「2.」の場合、その内容をお答えください。 ・介護者家族の会と協働し講座の開催や各種家族介護教室、集いへ参加している。	9-E （選択項目）	
		センターの事業 評価に係る指標	インセンティブ 交付金評価指標 に関連した指標
(4) 活動目標10：複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する。			
Q49 相談者とともに複合的な課題を整理してニーズを明確にしていますか。 ※複合的な課題を持つ世帯とは、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、生活困窮、家族に障害がある等の複合的な課題を抱える世帯をい ※データや紙面で記録している場合に、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	10-A	○
Q50 ニーズに応じて適切な社会資源につなげ、必要に応じてつなげた社会資源と協働していますか。 ※データや紙面で記録している場合に、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	10-B	○
Q51 相談内容を整理して、複合的な課題を持つ世帯数・人数・内容等の実態を把握していますか。 ※データや紙面で記録している場合に、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	10-C	○
Q51-1 複合的な課題を持つ世帯の相談について、新規に相談を受ける頻度として最も近いものを以下のうちから選んで入力してください。	1. 独居高齢者 2. 身寄りのない高齢者 3. 生活困窮 4. ごみ屋敷 5. 8050問題 6. ダブルケアラー 7. ヤングケアラー	4.3ヶ月に数件 4.3ヶ月に数件 4.3ヶ月に数件 6.一年に数件 5.半年に数件 6.一年に数件 7.ほとんどない・全くない	

	Q51-2 Q51-1の設問（１～７）以外で、よくある相談内容があれば記載してください。			
	Q52 相談内容を分析して、複合的な課題を持つ世帯の相談対応の改善に活かしていますか。 ※相談内容の分析結果をもとに、対応ルールや必要だと考えられる知識や技術に関する研修等を開催するなど何らかの対応をしている場合に、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	10-D	○
(5) 総合相談事業の負担感				
	Q53 総合相談支援事業を行うにあたり、負担を感じることにについて3つまで回答してください。 ※「21.」を選択する場合は1つだけ選択	1. 相談者の主訴の把握 2. 緊急性の判断 3. 利用者との関係構築 4. 利用者の家族等との関係構築 5. 利用者の生活課題の把握 6. 利用者の意思決定支援 7. 利用者や家族等からの連絡や要望への対応 8. 利用者と地域住民との調整 9. 関係機関へのつなぎ 10. センター内のチームアプローチ 11. 関係機関や専門職との連携 12. 市町村との連携 13. 地域住民との連携 14. 地域ケア会議の開催 15. 社会資源の開発 16. 個々のケースの終結の判断 17. 個々の相談記録の作成 18. 高齢者の実態把握 19. 事務作業 20. その他 「20. その他」の場合、具体的な内容をお答えください。 21. 特になし		
(6) 総合相談事業の一部委託				
	Q54 指定居宅介護支援事業者等に総合相談支援事業の一部委託を実施していますか。	1. 実施している（今年度実施予定を含む） 2. 実施していないが、次年度以降の実施を予定している 3. 実施していない		
(7) 活動目標11：＊アウトプット指標＊高齢者福祉分野以外の機関からの照会件数				
	Q55 市町村が「高齢者福祉分野以外の機関からの照会件数」を指標として採用していますか。 ※記載方法の例として「前年度に総合相談として対応した件数」を通知示していますが、市町村により示されている記載方法でお答えください。	1. はい 「1.はい」の場合、高齢者福祉分野以外の機関からの照会件数をお答えください。 件 2. いいえ	11 (選択項目)	
(8) 活動目標12：＊アウトプット指標＊1年間の相談件数				
	Q56 市町村が「1年間の相談件数」を指標として採用していますか。	1. はい 2. いいえ	12 (選択項目)	
(9) 活動目標13：＊アウトプット指標＊支援を拒否する高齢者等へのアウトリーチのケース数				
	Q57 市町村が「支援を拒否する高齢者等へのアウトリーチのケース数」を指標として採用していますか。 ※記載方法の例として「前年度に、支援を拒否したり、会うことができないような高齢者等にアウトリーチをしたことのあるケース数」を通知示していますが、市町村により示されている記載方法でお答えください。	1. はい 「1.はい」の場合、支援を拒否する高齢者等へのアウトリーチのケース数をお答えください。 件 2. いいえ	13 (選択項目)	

●4. 権利擁護事業

		センターの事業 評価に係る指標	インセンティブ 交付金評価指標 に関連した指標
(1) 活動目標14：高齢者等の権利擁護のための普及啓発や対応を行う。			
Q58 市町村から共有されている成年後見制度の市町村長申立てに関する判断基準を確認していますか。 ※データまたは紙面で市町村から共有され、それをすべてのセンター職員が確認している場合に、「1.」とする。	1. 市町村が判断基準を共有しており、確認している。 2. 市町村が判断基準を共有しているが、確認していない。 3. 市町村が判断基準を共有していない。	14-A	○
Q59 消費者被害に関する情報を、民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等へ提供していますか。 ※少なくとも民生委員に対し情報提供し、その取組内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	14-B	○
Q60 消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、適切に対応していますか。 ※連携して対応した記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、「1.はい」とする。 ※消費者被害に関する相談がない場合には、速やかに対応策が検討できる体制を整備している場合に、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	14-C	○
Q61 高齢者虐待事例および高齢者虐待が疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有していますか。 ※対応の流れを明確にするためにフローチャート形式で整理するなど、データまたは紙面で整備されている場合に、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	14-D	○
Q62 センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論、報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討していますか。 ※実績が無い場合、速やかに対応策が検討できる体制を整備していれば、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	14-E	○
Q63 センターに在籍するすべての職員が高齢者等の権利擁護に関する研修を受講していますか。 ※高齢者虐待に関する研修など権利擁護に関する研修をすべての職員が受講している場合に、「1.」または「2.」とする。	1. はい（市町村が当該評価指標を採用している場合） 2. はい（市町村が当該評価指標を採用していない場合） 3. いいえ（市町村が当該評価指標を採用している場合） 4. いいえ（市町村が当該指標を採用していない場合）	14-F (選択項目)	
(2) 活動目標15：*アウトプット指標*権利擁護に関する相談件数			
Q64 市町村が「権利擁護に関する相談件数」を指標として採用していますか。 ※記載方法の例として「前年度にセンターで対応した権利擁護に関する相談件数」を通知上示していますが、市町村により示されている記載方法でお答えください。	1. はい 「1.はい」の場合、権利擁護に関する相談件数をお答えください。 141件 2. いいえ	15 (選択項目)	
(3) 活動目標16：*アウトプット指標*成年後見制度の申立て支援件数			
Q65 市町村が「成年後見制度の申立て支援件数」を指標として採用していますか。	1. はい 2. いいえ 「1.はい」「2.いいえ」のいずれであっても、前年度の成年後見制度の市町村長申立て支援及び本人・親族による申立て支援のケース数をお答えください。3件	16 (選択項目)	

●5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

	センターの事業 評価に係る指標	インセンティブ 交付金評価指標 に関連した指標
(1) 活動目標17：担当圏域の居宅介護支援事業所の状況を把握し、地域のケアマネジャーの支援ニーズに基づいた対応を行う。		
Q66 担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ（事業所ごとの主任介護支援専門員、介護支援専門員の人数等）を把握していますか。 ※把握した情報を、データまたは紙面で整備している場合に、「1.はい」とする。 ※市町村から共有されず、センターが把握していない場合は、「2.いいえ」とする。	1. はい 2. いいえ	17-A ○
Q67 介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類・件数を把握した上で、研修会、事例検討会、地域ケア会議等を開催していますか。 ※介護支援専門員の相談事例の内容分析結果をもとに、研修会、事例検討会、地域ケア会議等を開催した場合に、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	17-B ○
Q68 担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療機関や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を設けていますか。 ※担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づくものであれば主催は問わない。 ※ただし、地域ケア会議を含まない。地域ケア会議を活用して、多様な関係者、関係機関とネットワークを構築することは重要だが、ここでは、その他の意見交換の場を設けている場合に、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	17-C ○
Q69 介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催していますか。 ※地域住民を対象とした介護予防・自立支援に関する意識共有を目的としたものであれば、その形態や内容等は問わない。	1. はい 2. いいえ	17-D ○
Q70 介護支援専門員を対象にした研修会や事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示していますか。 ※データまたは紙面で提供している場合に、「1.はい」とする。 ※介護支援専門員の参加しやすさの観点から、ここでは示す時期を年度当初と設定している。	1. はい 2. いいえ	17-E ○
(2) 活動目標18：市町村の方針に則り、介護予防サービス計画の検証を行う。		
Q71 市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成する新規の介護予防サービス計画を確認していますか。	1. 確認している 2. 確認する体制はあるが、該当するサービス計画がない 3. 市町村の方針はあるが、確認していない 4. 市町村の方針がない	18-A ○
Q72 市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成する更新の介護予防サービス計画を確認していますか。	1. 確認している 2. 確認する体制はあるが、該当するサービス計画がない 3. 市町村の方針はあるが、確認していない 4. 市町村の方針がない	18-B ○

Q73 市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、その検証をしていますか。 ※市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画について、利用者本人の意思が十分に反映されているか、地域を基盤とした支援となっているか、利用者の状態の維持・改善に向けた支援になっているか等の視点に基づき議論が行われ、その記録がある場合に、「1.検証している」とす	1. 検証している 2. 検証する体制はあるが、該当するサービス計画がない 3. 市町村の方針はあるが、検証していない 4. 市町村の方針がない	18-C	○
Q74 市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、地域ケア会議でその検証をしていますか。 ※地域ケア会議で、居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画について、利用者本人の意思が十分に反映されているか、地域を基盤とした支援となっているか、利用者の状態の維持・改善に向けた支援になっているか等の視点に基づき議論が行われている場合に、「1.」または「2.」とする。	1. はい（市町村が当該評価指標を採用している場合） 2. はい（市町村が当該評価指標を採用していない場合） 3. いいえ（市町村が当該評価指標を採用している場合） 4. いいえ（市町村が当該指標を採用していない場合）	18-D (選択項目)	
Q75 圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画の検証に関して、検証を行う時期を具体的に定めていますか。	1. 初回サービス利用開始時 2. 介護認定更新時期 3. その他 「3. その他」の場合、その内容をお答えください。 ・保険者と協議のうえ、介護予防ケアマネジメントは従前どおり、初回及び更新時にケアプランのチェックをしている。		
(3) 活動目標19：＊アウトプット指標＊介護支援専門員からの相談受付件数			
Q76 市町村が「介護支援専門員からの相談受付件数」を指標として採用していますか。 ※記載方法の例として「前年度の介護支援専門員からの相談件数」を通知上示していますが、市町村により示されている記載方法でお答えください。	1. はい 「1.はい」の場合、介護支援専門員からの相談受付件数をお答えください。 件 2. いいえ	19 (選択項目)	

●6. 地域ケア会議

	センターの事業 評価に係る指標	インセンティブ 交付金評価指標 に関連した指標
(1) 活動目標20：センター主催の個別ケースを検討する地域ケア会議において、多様な視点から個別事例の検討を行い、対応策を講じる。		
Q77 センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員、会議参加者、地域の関係機関に対して周知していますか。 ※運営方針をデータまたは紙面で示し、センター職員、会議参加者、地域の関係機関すべてに対して周知している場合に、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	20-A ○
Q78 センター主催の地域ケア会議において、多職種等と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じていますか。 ※地域ケア個別会議において、多様な専門職や民生委員等とともに、自立支援・重度化防止等の観点から課題の明確化、目標や優先順位の検討・決定、モニタリング方法の検討・決定等を行なった場合に、「1.はい」とする。 ※センター主催の地域ケア個別会議を設置していない場合にも、市町村主催の地域ケア会議で対応できている場合は、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	20-B ○

Q79 市町村が共有した地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で適切に対応していますか。 ※個人情報の取扱方針に基づき対応している場合に、「1.はい」とする。 ※市町村から示された方針に基づき、参加者に十分説明をした上で開催していること。	1. はい 2. いいえ	20-C	○
Q80 地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築・実行していますか。 ※ここでのモニタリングとは、地域ケア会議の結果を踏まえた実施状況の把握をいう。 ※会議においてモニタリングが必要とされたすべての事例において実施している場合に、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	20-D	○
Q81 センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有していますか。 ※議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している場合に、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	20-E	○
Q82 個別事例について検討する地域ケア会議の開催回数は何回でしたか。 ※個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見のいずれかもしくは全ての機能を踏まえた会議。 ※開催していない場合は「0回」と記載。	開催回数 18回		
Q83 地域ケア会議で検討した個別事例の実件数は何件ですか。 ※個別事例について検討する地域ケア会議を開催していない場合は「0件」と記載。	年9件		
(2) 活動目標21：地域ケア会議において、地域課題を把握し、適切に対応する。			
Q84 センター主催の地域ケア会議（地域ケア個別会議）において、地域課題の可能性のある課題を抽出していますか。 ※データまたは紙面で記録している場合に、「1.はい」とする。 ※市町村に伝えているかどうかは問わない。	1. はい 2. いいえ	21-A	○
Q85 センター主催の地域ケア会議（地域ケア推進会議）において、地域課題や自立促進要因について共有し、その後の対応を検討していますか。 ※データまたは紙面で記録している場合に、「1.はい」とする。 ※地域課題や自立促進要因の共有のみでは該当しないが、1回の地域ケア会議ですべての検討を行う必要はない。 ※検討結果を市町村に伝えているかどうかは問わない。	1. はい 2. いいえ	21-B	○
Q86 センター主催の地域ケア会議（地域ケア推進会議）において把握した地域課題や対応等を、市町村に報告していますか。 ※地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、データまたは紙面で検討事項をまとめたものを共有している場合に、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	21-C	○
Q87 地域課題の整理・分析・対応等を行うために、市町村レベルの地域ケア会議（地域ケア推進会議）等に参加または資料提出していますか。 ※参加または資料提出していない場合でも、事前にセンターから市町村へ地域課題を伝えており、その内容を元に地域課題の整理・分析・対応等が行われている場合は、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	21-D	○

Q88 地域課題を検討する地域ケア会議の開催または参加回数は何回でしたか。 ※地域づくり・資源開発、政策形成のいずれかもしくは全ての機能を踏まえた会議。 ※開催・参加していない場合は「0回」と記載。	開催・参加回数0回		
(3) 活動目標22：*アウトプット指標*センター主催の地域ケア会議を経て、市町村レベルの地域ケア会議に地域課題を報告した数			
Q89 市町村が「センター主催の地域ケア会議を経て、市町村レベルの地域ケア会議に地域課題を報告した数」を指標として採用していますか。 ※記載方法の例として「前年度に、センター主催の地域ケア会議を活用して把握した地域課題について、市町村レベルの地域ケア会議に報告した数」を通知上示していますが、市町村により示されている記載方法でお答えください。	1. はい 「1.はい」の場合、センター主催の地域ケア会議を経て、市町村レベルの地域ケア会議に地域課題を報告した数をお答えください。 件 2. いいえ	22 (選択項目)	

●7. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

	センターの事業 評価に係る指標	インセンティブ 交付金評価指標 に関連した指標
(1) 活動目標23：介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施する。		
Q90 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関して、市町村から示された基本方針を、センター職員及び介護支援専門員に周知していますか。 ※基本方針には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方、ケアマネジメントの類型、実施の手順、具体的なツール（興味・関心チェックシート等）および多職種の見点（地域ケア会議等）の活用について全て記載され、共有されている場合に、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	23-A ○
Q91 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけていますか。 ※ケアプラン作成において、必要に応じて保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の地域の社会資源を位置づけたことがある場合に、「1.はい」とする。 ※該当するケアプランの数は問わない。	1. はい 2. いいえ	23-B ○
Q92 利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用していますか。 ※介護予防手帳に限らず、利用者自身のセルフマネジメントに資する手法が市町村から提示され（日々の健康チェックや運動に関する情報提供、慢性疾患に応じた自己管理の留意点など）、それを活用している場合に、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	23-C ○
Q93 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録および進行管理を行っていますか。 ※委託実施していない場合は、市町村がセンターに対し、市町村が作成した指針をデータまたは紙面で示している場合に、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	23-D ○
Q94 市町村から示された介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針を遵守していますか。 ※委託の有無にかかわらず、指針が紙面またはデータで共有され、かつ、それを遵守している場合に、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	23-E ○

Q95 介護予防ケアマネジメントの成果を把握するために、要支援者または事業対象者の日常生活の自立度の変化について、定期的な評価を行っていますか。 ※日常生活の自立度の変化を把握するための指標として、例えば、ADL、IADL、バーゼルインデックス等が考えられる。 ※要支援者または事業対象者のうち、日常生活の自立度が維持・改善した人の割合などにより、介護予防ケアマネジメントの成果を評価している場合に、「1.」または「2.」とする。	1. はい（市町村が当該評価指標を採用している場合） 2. はい（市町村が当該評価指標を採用していない場合） 3. いいえ（市町村が当該評価指標を採用している場合） 4. いいえ（市町村が当該指標を採用していない場合）	23-F (選択項目)	
(2) 活動目標24：＊中間アウトカム指標＊介護予防ケアマネジメント対象者のうち状態が維持または改善した人の割合			
Q96 市町村が「介護予防ケアマネジメント対象者のうち状態が維持または改善した人の割合」を指標として採用していますか。	1. はい 「1.はい」の場合、市町村が設定している指標の詳細をお答えください。 件 上記指標の値をお答えください。 % 2. いいえ	24 (選択項目)	

●8. 包括的支援事業(社会保障充実分)

	センターの事業 評価に係る指標	インセンティブ 交付金評価指標 に関連した指標
(1) 活動目標25：事業間連携を推進する。		
Q97 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対して、相談を行っていますか。 ※相談の回数は問わない。	1. はい 2. いいえ	25-A ○
Q98 生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターおよび協議体とともに、地域における高齢者のニーズや社会資源について協議を行っていますか。 ※生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターおよび協議体いずれとも協議している場合に、「1.はい」とする。 ※生活支援コーディネーターや就労的活動支援コーディネーターがセンターに配置されており、センター職員と当該コーディネーターとが協議を行っている場合にも、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	25-B ○
Q99 認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターと、支援対象者に関する情報共有を図っていますか。 ※認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業、認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の支援対象者の情報（事例の経過や支援結果など）について、センターから認知症初期集中支援チーム員、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターに情報提供した事例のほか、当該チーム員、推進員またはコーディネーターが直接得た情報についても、センターに情報提供され共有している。 ※認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターがセンターに配置されており、センター職員と当該チーム、推進員またはコーディネーターとが連携する体制が取られている場合にも、「1.はい」とする。	1. はい 2. いいえ	25-C ○

Q100 包括的支援事業の充実のために、医療関係者と合同の事例検討会や勉強会に参加していますか。 ※在宅医療・介護連携推進事業による実施が否か、また、参加回数は問わない。 ※認知症初期集中支援チームと合同で開催するものも含む。	1. はい 2. いいえ	25-D	○
Q101 生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターや協議体と協働して地域活動を促進していますか。 ※地域活動の内容は、例えば、住民主体の活動をしているリーダーのつながりの構築支援、地域活動に関する男性高齢者への周知など。 ※地域活動の主体は、例えば、住民、ボランティア団体、NPO団体、民間企業など。	1. はい（市町村が当該評価指標を採用している場合） 2. はい（市町村が当該評価指標を採用していない場合） 3. いいえ（市町村が当該評価指標を採用している場合） 4. いいえ（市町村が当該指標を採用していない場合）	25-E （選択項目）	
(2) 活動目標26：*アウトプット指標*医療関係者と合同の事例検討会や勉強会の実施数			
Q102 市町村が「医療関係者と合同の事例検討会や勉強会の実施数」を指標として採用していますか。 ※記載方法の例として「在宅医療・介護連携推進事業に限らず、本年度に医療関係者と合同で実施した事例検討会や勉強会の数。認知症初期集中支援チームと合同で開催したものも含む。」を通知上示していますが、市町村により示されている記載方法でお答えください。	1. はい 「1.はい」の場合、医療関係者と合同の事例検討会や勉強会の実施数をお答えください。 件 2. いいえ	26	

●9. その他（センターにおける取組等）

		センターの事業 評価に係る指標	インセンティブ 交付金評価指標 に関連した指標
(1) 業務継続計画（BCP）の策定等			
Q103 感染症や自然災害の発生時において地域包括支援センターの事業継続や早期再開が可能となるように、業務継続計画（BCP）を策定していますか。	1. 市町村により策定されたセンターのBCPを使用している 2. 市町村からBCPに関する方針が示されており、それをもとに自センターのBCPを策定している 3. 市町村からBCPに関する方針は示されていないが、自センターのBCPを策定している 4. BCPを策定しているが、介護予防支援事業所としてのBCPである 5. その他 5. その他」の場合、具体的な内容をお答えください。	26	
Q103-1 Q103で1.～3.を回答した場合、BCPに関する取組について実施しているものをお答えください。 ※「8.」を選択する場合は1つだけ選択	1. 自センターのBCPについて市町村と共有している 2. 自センターのBCPについて関係機関に周知している 3. BCPの見直しを定期的に行っている 4. BCPをもとにしたセンター業務の見直しを定期的に行っている 5. BCPをもとにした訓練をセンター内で定期的に行っている 6. BCPをもとにした訓練を市町村や関係機関とともに定期的に行っている 7. その他 「7. その他」の場合、具体的な内容をお答えください。 8. BCPに関する取組を実施していない		

●1. センターの人員体制調査票③

(1) 基本情報				
Q1 都道府県名	大阪府			
Q2 市町村名 ※「調査票②」タブの「Q2」と同じ情報が入力されます。	岬町			
Q2-1 広域連合等の名称 ※「調査票②」タブの「Q2-1」と同じ情報が入力されます。 ※介護保険における保険者が広域連合等である場合				
Q3 センターの名称 ※「調査票②」タブの「Q3」と同じ情報が入力されます。	岬町社協地域包括支援センター			
Q4 複数圏域で合算した3職種の配置 (介護保険法施行規則第140条の66第1号口の規定)を適用していますか。	1. はい ②. いいえ			
(2) センター配置職員 (令和8年3月末時点)				
Q5 センターに勤務(従事)する配置職員数について調査します。				
① センターに勤務(従事)する配置職員数について、配置職員数欄に実人数を入力してください。 ※今年3月末日時点の職員(常勤・非常勤を問わない)を対象とします。 ※実人数を把握するため、一人で複数の資格を有している場合等は、主たる業務に着目し1を入力してください。実人数は整数で、小数点のついた数字は入力しないこと。 ※該当する人がいない場合は0人と記載すること。記載がない場合には、0人とみなします。合計の数が、今年3月末日時点の職員の実人数となっているか確認してください。 ※認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーター、センター長として配置されている場合(専任・兼務は問いません)は、職種別に再掲欄に人数を入力してください。 ※「2.保健師に準ずる者」とは、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師であり、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者。 ※「4.社会福祉士に準ずる者」とは、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者。 ※「6.主任介護支援専門員に準ずる者」とは、ケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。 ※「6-1.主任介護支援専門員に準ずる者(令和6年に追加された新要件適合者)」とは、センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者。 ※「8.経験ある看護師」とは、都道府県が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する者として、指定介護予防支援等に従事する看護師。ただし、「保健師に準ずる者」として包括的支援事業に従事している場合は、「8.経験ある看護師」ではなく、「2.保健師に準ずる者」として記載すること。 ※「9.高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事」とは、都道府県が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する者として、指定介護予防支援等に従事する社会福祉主事。ただし、「社会福祉士に準ずる者」として包括的支援事業に従事している場合は、「9.高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事」ではなく、「4.社会福祉士に準ずる者」として記載すること。				
	センター配置職員数	(再掲) 認知症地域支援推進員	(再掲) 生活支援コーディネーター	(再掲) センター長
1.保健師	1	0	0	0
2.保健師に準ずる	0	0	0	0
3.社会福祉士	1	0	0	1
4.社会福祉士に準ずる者	0	0	0	0
5.主任介護支援専門員	1	0	0	0
6.主任介護支援専門員に準ずる者	0	0	0	0
6-1.主任介護支援専門員に準ずる者(令和6年に追加された新要件適合者)	0	0	0	0
7.介護支援専門員(5.、6.、6-1.を除く)	3	0	0	0

8.経験ある看護師 (2.を除く)	0	0	0	0
9.高齢者保健福祉 に関する相談業務 等に3年以上従事 した社会福祉主事 (4.を除く)	0	0	0	0
10.介護福祉士	0	0	0	0
11.看護師・准看 護師 (2.および8. を除く)	0	0	0	0
12.栄養士・管理 栄養士	0	0	0	0
13.理学療法士 (PT)	0	0	0	0
14.作業療法士 (OT)	0	0	0	0
15.言語聴覚士 (ST)	0	0	0	0
16.精神保健福祉 士 (PSW)	0	0	0	0
17.公認心理師	0	0	0	0
18.上記以外の資 格を持つ職員	0	0	0	0
19.その他特定の 資格を持たない職 員 (事務職員を除 く)	0	0	0	0
20.事務職員 (1.~19.に記載し た職員を除く)	0	0	0	0
合計	6人	0人	0人	1人
「18.」の場合、その内容をお答えください。 ※上記以外の資格を持つ職員について、それぞれの人数と職種を記載すること。 例) 歯科衛生士：1人、等				

② 包括的支援事業に従事している職員数について、職種別に常勤換算数を入力してください。

※Q5②は、Q5①で回答いただいた職員数のうち、包括的支援事業（総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業）に従事している職員数について回答してください。

※いずれの欄も、常勤換算数で記入してください。

※包括的支援事業のうち、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業と、介護予防ケアマネジメント、介護予防支援等を兼務している場合、勤務時間を按分する必要はありません。常勤・兼務の場合は「常勤1人」として計算します。

※法人内その他施設との兼務等のため、包括的支援事業に従事しない時間数が明確な職員については、時間数を按分した上で「非常勤0.●人」として計算します。

※介護予防ケアマネジメント等のみに従事している職員については、「0人」として計算します。

※「常勤」とは「所定労働時間（常勤の職員が勤務すべき時間）」の全てを勤務している職員を指します。

※「非常勤」とは「所定労働時間（常勤の職員が勤務すべき時間）」よりも少ない時間で勤務している職員を指します。

※「常勤換算数」とは、職員の1週間の勤務時間数（残業除く）/当該事業所において常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数（所定労働時間）。

小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで計上する。得られた結果が0.1に満たない場合は「0.1」と計上すること

※該当する人がいない場合は0人と記載すること。記載がない場合には、0人とみなします。

※インセンティブ交付金の評価指標に関連した設問については、右欄の「インセンティブ交付金評価指標に関連した指標」に印を付しています。

インセンティブ
交付金評価指標
に関連した指標

ア. 包括的支援事業のうち、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業のみに従事する専従職員

保健師	a 保健師	常勤	0
		非常勤	0
	b 保健師に準ずる者	常勤	0
		非常勤	0
社会福祉士	c 社会福祉士	常勤	0
		非常勤	0
	d 社会福祉士に準ずる者	常勤	0
		非常勤	0
主任介護支援専門員	e 主任介護支援専門員	常勤	0
		非常勤	0
	f 主任介護支援専門員に準ずる者	常勤	0
		非常勤	0
A. 小計		常勤	0人
		非常勤	0人

○

イ. 上記アの他、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等にも従事する兼務の職員

保健師	a 保健師	常勤	1
		非常勤	0
	b 保健師に準ずる者	常勤	0
		非常勤	0
社会福祉士	c 社会福祉士	常勤	1
		非常勤	0
	d 社会福祉士に準ずる者	常勤	0
		非常勤	0
主任介護支援専門員	e 主任介護支援専門員	常勤	1
		非常勤	0
	f 主任介護支援専門員に準ずる者	常勤	0
		非常勤	0
B. 小計		常勤	3人
		非常勤	0人

○

ウ. その他の職員（包括的支援事業のうち、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業に従事していて、上記ア・イで計上していない職員）

a 看護師・准看護師	常勤	0
	非常勤	0
b 理学療法士（PT）	常勤	0
	非常勤	0
c 作業療法士（OT）	常勤	0
	非常勤	0
d 言語聴覚士（ST）	常勤	0
	非常勤	0
e 精神保健福祉士（PSW）	常勤	0
	非常勤	0
f 公認心理師	常勤	0
	非常勤	0
g 介護支援専門員	常勤	0
	非常勤	0
h その他（事務職員を除く）	常勤	0
	非常勤	0
C. 小計	常勤	0人
	非常勤	0人

工. 事務職員	常勤	0
	非常勤	0
D. 合計 (ア+イ+ウ+工)	常勤	3人
	非常勤	0人

③ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務に従事している職員数について、職種別に常勤換算数を入力してください。

※Q5③は、Q5④で回答いただいた職員数のうち、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務に従事している職員数について回答すること。専従・兼務を問わない。

※いずれの欄も、常勤換算数で入力すること。常勤換算数の算出方法は、Q5②と同様とする。

※該当する人がいない場合は0人と記載すること。記載がない場合には、0人とみなします。

a 保健師	常勤	0
	非常勤	0
b 保健師に準ずる者	常勤	0
	非常勤	0
c 社会福祉士	常勤	0
	非常勤	0
d 社会福祉士に準ずる者	常勤	0
	非常勤	0
e 主任介護支援専門員	常勤	0
	非常勤	0
f 主任介護支援専門員に準ずる者	常勤	0
	非常勤	0
g 介護支援専門員 (eおよびfを除く)	常勤	0
	非常勤	2.7
h 経験ある看護師 (bを除く)	常勤	0
	非常勤	0
i 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事 (dを除く)	常勤	0
	非常勤	0
j その他	常勤	0
	非常勤	0
E. 合計	常勤	0人
	非常勤	2.7人

④ 貴センターにおける1年間の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施件数について入力してください。また、居宅介護支援事業所へ再委託した件数についても入力してください。

		件数	うち再委託	うち委託連携加算 算定件数	再委託 件数を 把握で きない	委託連携加 算件数を把 握できない
介護予防支援		2905件	1300件	31件		
介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントA	889件	493件	20件		
	ケアマネジメントB	0件	0件	0件		
	ケアマネジメントC	17件	0件	0件		

⑤ 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントのケアプラン作成を事業所に委託している場合の1件あたりの委託費

・初期加算や委託連携加算を除いた金額を入れてください。

・1件当たりの委託費を円単位で回答してください。

・ケアマネジメントA・B・Cについて、個別に委託料を定めていない場合は同じ金額をそれぞれ入力してください。

・介護予防ケアマネジメントのうち実施していない (または委託していない) ケアマネジメントの類型がある場合は、0円と入力してください。(例: ケアマネジメントAは実施しており4000円で再委託しているがBとCは実施していない場合 ケアマネジメントA4000円 ケアマネジメントB 0円 ケアマネジメントC 0円と入力)

介護予防支援		3734円
介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントA	3734円
	ケアマネジメントB	0円
	ケアマネジメントC	0円

岬町地域包括支援センター運営方針

1. 運営方針策定の趣旨

この「岬町地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、センター業務の円滑かつ効果的な実施に資するため策定するものとする。

2. センターの意義・目的

センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置する。（介護保険法第115条の4第1項）

センターの設置責任主体は町であることから、町は、センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営について適切に関与する。

具体的には、関係機関の連携体制の構築など重点的な取組み方針について、町とセンターが共通認識のもと、協働して適正な運営に努める。

センターの運営にあたっては、その方針や業務の評価等について、岬町地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会に意見を求めることとする。

3. 運営上の基本理念

(1) 公益性

- ① センターは、町の介護・福祉行政に一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- ② センターの運営費用は、住民が負担する保険料、国・府・町の公費等で賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行う。

(2) 地域性

- ① センターは、地域の保健医療・介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関として、日常生活圏内における地域の特性及び実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。
- ② 地域ケア推進会議等の場を通じて、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、地域の関係者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

(3) 協働性

- ① センターに配置する保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が相互に情報を共有することにより、連携・協働の運営体制を構築し、業務全体をチームとして支え

る。

- ② 地域の医療保険・介護・福祉の関係機関、民生委員等と連携を図りながら事業運営を行う。

4. センターで行う事業の実施方針

(1) 地域包括ケアシステムの構築方針

高齢者の保健・医療・福祉を取り巻く環境の変化に適切に対応し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも、元気に安心して暮せるために支援を行うことはもとより、医療や介護が必要な状態になっても、個人の自立とＱＯＬ（生活の質）の追求が可能となるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいの５つのサービスを、切れ目なく一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の考え方が重要視されている。

この考え方にに基づき、「岬町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に位置付けられる「地域包括ケアの推進」を基本方針のもと、「地域包括ケアシステム」の構築を進めるものとする。

(2) 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟なセンターの運営を行うものとする。

(3) 介護事業者・医療機関・民生委員等の関係者とのネットワーク構築の方針

センターの専門職種が「縦割り」に業務を行うのではなく、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体を「チーム」として支えるものとする。

地域の保健・福祉・医療の専門職や民生委員、ボランティア等の関係者と連携を図りながら活動することとする。

(4) 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地から個別指導や相談への対応を行うとともに、資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、研修会等を行うものとする。

また、介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行うとともに、介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用することとする。

(5) 町関係部局との連携

住民の総合相談に応じつつ、適切に住民の保健福祉の推進が図られるよう、町関係部局とも連携し相談支援を行うものとする。

(6) 公正・中立性の確保のための方針

センターは、岬町の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、介護保険法及び各種法制度を遵守し、公正で中立性の高い事業運営を行うものとする。

また、センターの運営費用は、住民が負担する介護保険料や国・府・町の公費により賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行うものとする。

(7) その他の方針

その他地域の実情に応じて岬町介護保険運営協議会及び岬町地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会（以下「運営協議会」という。）が必要であると判断されたものについては、方針として掲げるものとする。

5. 業務推進の指針

(1) 共通事項

① 事業計画の策定

センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、特色ある創意工夫した事業運営に努める。

② 職員の姿勢

センターの業務は、地域で暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行することとする。

③ 地域との連携

地域ケア会議等の場を活用し、地域との連携推進に積極的に取り組むものとする。

④ 個人情報の保護

個人情報の取り扱いについては、岬町個人情報保護条例に基づくものとする。

⑤ 広報活動

センターの業務を適切に実施していくため、また、業務への理解と協力を得るためにパンフレット等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

⑥ 苦情対応

センター（指定介護予防支援事業所）に対する苦情について適切に対応する。

(2) 介護予防ケアマネジメント業務

介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要支援者に対し適切なアセスメントを行い、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用し、取り組んでいけるよう必要な援助を行う。

(3) 総合相談支援業務

センターの専門職が、高齢者の心身の状況、生活の実態、必要な支援等を把握し、相談を受け、地域における適切な保健医療・介護福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる

等の支援を行う。

(4) 権利擁護業務

権利擁護業務は、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のため必要な支援を行う。

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において多職種の協働により連携し、個々の高齢者の状況に応じて、包括的かつ継続的に支援する。

(6) 地域ケア会議等関連業務

高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮し続けられるよう支援する地域包括ケアシステムを実現するために設置している岬町地域ケア会議等（岬町地域ケア推進会議設置要綱（平成28年岬町要綱第1号。以下「要綱」という。））について参画するとともに運営に協力するものとする。

なお、要綱に定められている個別ケア会議については、センターが主催し、そこで蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有し、必要に応じて、地域ケア会議において報告等を行うものとする。

(7) その他の業務

地域の高齢者及びその家族等で支援を必要とする者が地域で安心して暮すために必要な支援の円滑かつ効果的な実施に資すると認められる会議及び研修会等への参加等を積極的に行う。

岬町地域包括支援センター事業計画書

1. 事業計画について

社会福祉法人 岬町社会福祉協議会は、岬町地域包括支援センター運営業務を実施するにあたり、岬町が示す運営方針、仕様書を遵守するとともに、本計画に定める事項に従い、業務を遂行します。なお、受託した場合の名称は、「岬町社協地域包括支援センター」とします。

2. 基本方針

- (1) 高齢者等が住み慣れた地域で安心して尊厳のある生活を維持できるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進及び地域共生社会の実現を目指し、高齢福祉・地域福祉の向上・充実を図るための取り組みを推進します。
- (2) 岬町における保健医療の向上及び福祉の増進のため、中核機関となるよう岬町との連携を図ります。
- (3) 岬町地域包括支援センター運営方針に基づき、着実に業務を実施します。

3. 運営にあたっての基本原則

(1) 公益性の原則

岬町の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な中核機関として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

(2) 地域性の原則

地域の保健医療・介護・福祉サービスの提供体制を支える中核機関であるため、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

(3) 協働性の原則

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職員が、相互に情報を共有し、基本方針・基本原則を理解した上で、チーム内連携を図り、業務全体をチームで支えます。

4. 業務推進の指針

(1) 職員の姿勢

地域に暮らす高齢者が、住み慣れた環境で自分らしい生活を継続することができるための支援であることを踏まえ、常に高齢者の最善の利益を図るために業務を行います。

(2) 地域との連携

地域ケア会議等の場を通じ、地域が抱える課題の把握に努め、関係機関との連携を図り取り組めます。

(3) 個人情報の保護

センター職員は、岬町個人情報保護条例と社会福祉法人岬町社会福祉協議会個人情報保護規程を遵守し、業務上知り得た秘密を保持します。また、センター職員が退職した後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とします。

(4) 広報活動

業務についての理解と協力を深めるため、パンフレット等を作成し、様々な場所や機関

への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報活動を行います。

(5) 苦情対応

利用者等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、センターは必要な措置を講じます。苦情処理に関する必要事項は、「社会福祉法人岬町社会福祉協議会における苦情解決に関する規程」に基づき対応します。

(6) 情報の公表

介護保険法第115条の46の規定により次の内容を公表します。

- ア. 名称及び所在地、連絡先
- イ. 運営主体
- ウ. 営業日及び営業時間
- エ. 担当区域
- オ. 職員体制（職種・員数）
- カ. 業務内容
- キ. 活動実績
- ク. 運営評価

5. 実施する業務

(1) 総合相談支援業務

ア. 実態把握

地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組みます。

イ. 総合相談業務

相談窓口としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談できる体制を作ります。

また、岬町及び介護保険関連施設等の関係機関と情報交換を密にし、いつでも相談対応できる体制を作ります。

ウ. 地域ネットワークの構築

①地域の社会資源やニーズの把握

地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供し、相談活動を効果的・効率的に行います。

②地域ネットワークの構築

支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築に取り組みます。

③地域住民への周知

地域住民が必要な情報を共有し、地域の連携や個人の尊厳を尊重し、理解するために必要な啓発活動に取り組みます。

(2) 権利擁護業務

ア、基本姿勢

問題を抱える高齢者が、自らの権利を理解し行使できるよう、専門性に基いた支援を実施します。

イ、成年後見制度

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービス利用に加え、金銭的管理、法律的行為などの支援のため、成年後見制度の活用を図ります。

ウ、老人福祉施設等への措置に関する支援

判断能力が低下した高齢者を虐待から保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、岬町担当部署と連携を図って支援します。

エ、高齢者虐待への対応

高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、岬町担当部署と連携を図り、適切な対応を行います。

オ、消費者被害防止

関係機関と連携し、消費者被害情報の把握を行います。また、情報提供を行うなど、被害を未然に防ぐように支援します。

カ、困難事例への対応

困難事例（重層的課題がある、支援拒否、既存サービスでは適切なものがない等）を把握した場合は、実態把握のうえ、センターの各専門職が連携して対応を検討します。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

ア、包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的ケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。

イ、介護支援専門員に対する支援

① 日常的個別指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的見地からの個別指導や相談への対応を行います。

② 事例検討会・研修会の実施

介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関と連携をし、情報提供や事例検討会、研修会等を実施します。

③ 支援困難事例等への助言等

介護支援専門員等が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行います。

④ 介護支援専門員のネットワークの活用

介護支援専門員等が日常的に円滑な業務の実施ができるよう、ネットワークを構築するとともに、そのネットワークが円滑に活用されるよう支援を行います。

(4) 地域ケア会議等関連業務

高齢者の保健・医療・福祉を取り巻く環境の変化に適切に対応し、高齢者が住み慣れた

地域でいつまでも、元気に安心して暮せるために支援を行うことはもとより、医療や介護が必要な状態になっても、個人の自立とＱＯＬ（生活の質）の追求が可能となるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいの５つのサービスを、切れ目なく一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の実現を目指した取り組みを推進します。

岬町地域ケア推進会議（岬町地域ケア推進会議設置要綱（平成３０年岬町要綱第１９号））のうち次に掲げる会議について参画するとともに運営に協力します。

ア．個別ケア会議

イ．地域ケア会議

ウ．認知症初期集中支援チーム検討会議

エ．多職種連携会議

なお、ア．個別ケア会議については、センターが主催し、そこで蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有し、必要に応じて、地域ケア会議において報告等を行うものとする。

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業関連業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるようにするため、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本とします。

また、利用者のできることを利用者とともに発見し、利用者の主体的な活動と生活の質の向上を高めることを目指します。

なお、介護予防ケアマネジメントでは、具体的な目標を明確にし、利用者に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成します。

さらに、サービス提供後は目標の達成状況を評価し、必要に応じ計画の見直しを行います。

6. 指定介護予防支援事業

(1) 要支援者が、介護予防に資する保健・医療サービス又は福祉サービスの適切な利用により、現在の状態の維持・改善が図れるように、自立支援に向けた介護予防サービス計画を作成します。

(2) 事業の実施にあたっては、岬町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るとともに、公正中立に行い、指定居宅介護支援事業所の紹介を行う場合には、正当な理由なしに特定の事業者には偏らないようにします。

(3) 指定居宅介護支援事業所に一部委託している計画については、当該計画を確認するとともに、担当している介護支援専門員へ計画作成の助言を行います。

7. 地域包括支援センターの運営評価

地域包括支援センターの運営が適切に実施されていることを確認するため、次のとおり運営評価を年１回実施します。評価は自己評価及び総合評価とします。

(1) 自己評価

地域包括支援センター業務の自己評価を行い、運営上の課題を整理し改善につなげます。

(2) 総合評価

地域包括支援センターは、自己評価を岬町に提出し、岬町から自己評価を踏まえた総合評価を受けます。

(3) 評価結果の報告

自己評価及び総合評価の結果は、地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会に報告します。

事業所概要

1. 事業者概要

法人名称	社会福祉法人 岬町社会福祉協議会
代表者	会 長 辻 下 謙 二
事業所名称	岬町社協地域包括支援センター
事業所所在地	岬町深日3238番地の24
電話番号	072-425-9058
FAX番号	072-425-9059
サービス提供地域	岬町全域

2. 職員体制

	常勤職員	非常勤職員	備 考
管理者（社会福祉士兼務）	1名	0名	
保健師等	1名	0名	
主任介護支援専門員	1名	0名	
介護支援専門員	0名	3名	

3. 業務日及び業務時間

業務日	月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。）
業務時間	午前9時から午後5時30分まで

4. 事業所建物の概要

建物の構造	鉄骨造スレート葺 平屋建	
竣工年月日	平成12年2月22日	
事業所面積	全 体 面 積	うち地域包括支援センター面積
事務室	69.88㎡	33.17㎡
応接室（相談室）	15.32㎡	相談室兼用
会議室	49.73㎡	会議室兼用
その他	167.36㎡	ボランティアルーム・厨房・トイレ等兼用
計	302.29㎡	—

地域包括支援センター一拠点区分 資金収支予算書 (予算書P20—P21)

収入

勘定科目	予算額	説明
受託金収入	32,100,000	岬町地域包括支援センター運営業務【2期：5年目】
町受託金収入	32,100,000	
介護保険事業収入	20,093,000	※令和6年度介護報酬改定により、居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて(直接)介護予防支援を実施できるようになりました。
居宅介護支援介護料収入	15,006,000	介護予防サービス支援・計画書作成料 初回 927,720円 (@7,731円×120件)
介護予防支援介護料収入	15,006,000	継続 13,815,000円 (@4,605円×3,000件)
介護予防・日常生活支援総合事業収入	5,037,000	委託連携加算 262,584円 (@3,126円×84件)
事業費収入	5,037,000	介護予防サービス支援・計画書作成料 初回 742,176円 (@7,731円×96件)
		継続 4,144,500円 (@4,605円×900件)
その他の事業収入	50,000	委託連携加算 150,048円 (@3,126円×48件)
市町村特別事業収入(公費)	50,000	住宅改修理由書作成料 @2,000円×25件
事業活動収入計(1)	52,193,000	

丑
戌

勘定科目	予 算 額	説 明
人件費支出	35,414,000	
職員給料支出	13,608,000	職員6名の人件費 【内訳】社会福祉士(管理者) 1名(正職員)
職員賞与支出	3,756,000	保健師 1名(契約職員)
非常勤職員給与支出	13,055,000	主任介護支援専門員 1名(契約職員)
法定福利費支出	4,995,000	介護支援専門員 3名(契約職員)

事業費支出	11,274,000	
諸謝金支出	40,000	介護支援専門員資質向上研修講師料
旅費交通費支出	37,000	職員、講師等旅費
消耗器具備品費支出	355,000	介護予防ケアマネジメント費用7,000円、総合相談費用65,000円、包括的・継続的ケアマネジメント費用7,000円、 (按分)コピー・印刷機使用料86,000円、事務用品160,000円 他
印刷製本費支出	39,000	地域包括支援センター封筒代
水道光熱費支出	433,000	(按分)電気・ガス・水道代
車輛費支出	671,000	車両3台に係る費用総額(ガソリン代、車検費用、自動車保険料 他)
通信運搬費支出	611,000	固定電話1回線(3ch)・FAX1回線326,000円、岬町直通電話1回線91,000円、携帯電話1回線39,000円、 包括システム用ネット回線105,000円、郵送料50,000円
広報費支出	31,000	社協みさき掲載料
業務委託費支出	8,117,000	介護予防サービス支援・計画書作成委託料 初回 646,464円 (@6,734円×96件) 継続 6,721,200円 (@3,734円×1,800件) 委託連携加算 192,000円 (@2,000円×96件) (按分)事務所警備料121,000円、(按分)会計指導料208,000円、(按分)労務管理料(職員6名分)228,000円
保守料支出	357,000	地域包括支援センターシステム保守料
手数料支出	272,000	振込手数料87,000円(介護予防サービス支援・計画書作成委託料支払 他)、電子請求システム利用料14,000円、 (按分)会計システム使用料89,000円、(按分)WEB会議システム使用料19,000円、 (按分)クラウドストレージサービス使用料39,000円、(按分)クラウド型勤怠管理システム使用料24,000円
保険料支出	118,000	地域包括支援センター賠償責任補償保険料77,000円、(按分)情報漏えい補償保険料40,000円 介護支援専門員資質向上研修行事保険料1,000円
賃借料支出	190,000	駐車場使用料72,000円、AEDリース料64,000円、(按分)印刷機リース料50,000円 他
諸会費支出	2,000	岬町キャラバン・ネット連絡会費
租税公課支出	1,000	印紙代

事務費支出	202,000	
福利厚生費支出	202,000	職員健康診断料、共済会負担金、労働災害総合補償料
事業活動支出計(2)	46,890,000	
事業活動資金収支差額(3)	5,303,000	

支出 施設整備等による収支

勘定科目	予算額	説明
ファイナンス・リース債務の返済支出	1,912,000	地域包括支援センターシステムリース料
施設整備等支出計(5)	1,912,000	
施設整備等資金収支差額(6)	-1,912,000	

支出 その他の活動による収支

勘定科目	予算額	説明
事業区分間繰入金支出	2,012,000	地域包括支援センター職員退職手当積立金掛金1,309,000円 (按分:包括分)事務局パソコンシステムリース料(パソコン+UTM+ホ-機)86,000円 法人運営費用(人件費)へ充当617,000円
その他の活動支出計(8)	2,012,000	
その他の活動資金収支差額(9)	-2,012,000	

予備費支出(10)	2,379,000	
当期資金収支差額合計(11)	-1,000,000	総収入52,193,000円-総支出50,814,000円-予備費支出2,379,000円
前期末支払資金残高(12)	14,726,192	令和7年度累計額
当期末支払資金残高(11)+(12)	13,726,192	令和8年度累計額(内訳)地域包括支援センター事業5,829,923円、介護予防支援事業7,896,269円